

令和 6 年

第 2 回小山市議会定例会
議 案 書

小 山 市

令和6年第2回小山市議会定例会付議事件表

議案番号	件名	頁
議案第2号	令和6年度小山市一般会計予算	別冊
議案第3号	令和6年度小山市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第4号	令和6年度小山市介護保険特別会計予算	別冊
議案第5号	令和6年度小山市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第6号	令和6年度小山市病院事業債管理事業特別会計予算	別冊
議案第7号	令和6年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計予算	別冊
議案第8号	令和6年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計予算	別冊
議案第9号	令和6年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計予算	別冊
議案第10号	令和6年度小山市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
議案第11号	令和6年度小山市水道事業会計予算	別冊
議案第12号	令和6年度小山市下水道事業会計予算	別冊
議案第13号	令和5年度小山市一般会計補正予算（第7号）	5
議案第14号	令和5年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	44
議案第15号	令和5年度小山市介護保険特別会計補正予算（第3号）	50
議案第16号	令和5年度小山市下水道事業会計補正予算（第2号）	56
議案第17号	小山市本庁舎駐車場条例の制定について	63
議案第18号	小山市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定について	67
議案第19号	定住自立圏の圏域における公共施設の相互利用のための関係条例の整備について	72
議案第20号	小山市障害者施策推進協議会条例の一部改正について	81
議案第21号	小山市職員定数条例の一部改正について	83
議案第22号	小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	85

議案番号	件名	頁
議案第23号	小山市会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る関係条例の整備について	87
議案第24号	小山市財政調整基金条例の一部改正について	93
議案第25号	小山市大谷市民交流センターの開設に伴う関係条例の整備について	95
議案第26号	小山市手数料条例の一部改正について	101
議案第27号	小山市国民健康保険税条例の一部改正について	107
議案第28号	小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部改正について	120
議案第29号	小山市医療費助成に関する条例の一部改正について	129
議案第30号	小山市子ども・子育て会議条例の一部改正について	132
議案第31号	小山市介護保険条例の一部改正について	135
議案第32号	小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について	139
議案第33号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	218
議案第34号	小山市工業振興条例の一部改正について	220
議案第35号	小山市特別会計条例の一部改正について	223
議案第36号	小山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	225
議案第37号	監査委員に関する条例の一部改正について	227
議案第38号	小山市立生涯学習センター条例の一部改正について	229
議案第39号	小山市公民館条例の一部改正について	232
議案第40号	指定管理者の指定について	236
議案第41号	建設工事請負契約の一部変更について	237
議案第42号	小山市立体育館整備及び運営事業契約の一部変更について	239
議案第43号	公平委員会委員の選任について	240

議案番号	件名	頁
議案第44号	人権擁護委員候補者の推薦について	241
議案第45号	教育委員会委員の任命について	242

令和5年度小山市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度小山市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,545,903千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,040,083千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の追加）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野正富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		29,602,348	△239,256	29,363,092
	1 市 民 税	13,001,947	△239,256	12,762,691
2 地 方 譲 与 税		568,000	534	568,534
	3 森 林 環 境 譲 与 税	18,000	534	18,534
11 地 方 交 付 税		1,100,000	774,893	1,874,893
	1 地 方 交 付 税	1,100,000	774,893	1,874,893
13 分 担 金 及 び 負 担 金		683,533	△2,478	681,055
	1 負 担 金	683,533	△2,478	681,055
15 国 庫 支 出 金		13,533,960	380,900	13,914,860
	1 国 庫 負 担 金	8,906,996	75,541	8,982,537
	2 国 庫 補 助 金	4,586,478	305,359	4,891,837
16 県 支 出 金		5,551,097	27,360	5,578,457
	1 県 負 担 金	3,500,171	38,810	3,538,981
	2 県 補 助 金	1,548,133	2,119	1,550,252
	3 委 託 金	502,793	△13,569	489,224
17 財 産 収 入		105,701	12,679	118,380
	1 財 産 運 用 収 入	61,507	△308	61,199
	2 財 産 売 払 収 入	44,194	12,987	57,181
18 寄 付 金		4,034,085	506,552	4,540,637
	1 寄 付 金	4,034,085	506,552	4,540,637
19 繰 入 金		2,849,864	△100,000	2,749,864
	1 基 金 繰 入 金	2,090,980	△100,000	1,990,980
20 繰 越 金		2,228,108	488,687	2,716,795
	1 繰 越 金	2,228,108	488,687	2,716,795
21 諸 収 入		3,220,447	△288,468	2,931,979
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,760,704	△252,365	2,508,339
	5 雑 入	413,542	△36,103	377,439
22 市 債		6,078,700	△15,500	6,063,200
	1 市 債	6,078,700	△15,500	6,063,200
歳 入 合 計		75,494,180	1,545,903	77,040,083

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		434,607	△4,091	430,516
	1 議 会 費	434,607	△4,091	430,516
2 総 務 費		13,165,375	1,009,196	14,174,571
	1 総 務 管 理 費	11,701,756	1,081,827	12,783,583
	3 戸籍住民基本台帳費	699,623	△44,210	655,413
	4 選 挙 費	170,304	△28,421	141,883
3 民 生 費		26,236,264	159,612	26,395,876
	1 社 会 福 祉 費	11,277,083	14,184	11,291,267
	2 児 童 福 祉 費	12,305,109	144,897	12,450,006
	3 生 活 保 護 費	2,654,072	531	2,654,603
4 衛 生 費		7,256,386	△23,936	7,232,450
	1 保 健 衛 生 費	6,459,709	△23,936	6,435,773
5 労 働 費		78,120	△14,851	63,269
	1 労 働 諸 費	78,120	△14,851	63,269
6 農 林 水 産 業 費		1,529,487	58,074	1,587,561
	1 農 業 費	1,524,475	42,540	1,567,015
	2 林 業 費	4,922	15,534	20,456
7 商 工 費		3,703,358	△107,514	3,595,844
	1 商 工 費	3,703,358	△107,514	3,595,844
8 土 木 費		8,779,049	28,477	8,807,526
	1 土 木 管 理 費	520,315	△38,523	481,792
	2 道 路 橋 梁 費	2,378,410	△29,000	2,349,410
	3 河 川 費	911,616	96,000	1,007,616
10 教 育 費		6,204,086	440,936	6,645,022
	1 教 育 総 務 費	1,284,919	50	1,284,969
	2 小 学 校 費	1,097,459	354,058	1,451,517
	3 中 学 校 費	786,211	149,300	935,511
	4 社 会 教 育 費	1,053,335	△128,568	924,767
	5 保 健 体 育 費	1,982,162	66,096	2,048,258
歳 出 合 計		75,494,180	1,545,903	77,040,083

第2表 繰越明許費

No.	款		項		事業名	金額
1	2	総務費	1	総務管理費	自治会負担軽減事業	千円 5,000
2					ネットワーク整備事業	6,399
3					大谷地区中心施設整備事業	154,500
4			3	戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制システム整備事業	15,169
5	3	民生費	1	社会福祉費	住民税非課税世帯への給付金給付事業（追加支給分）	35,000
6					障がい者福祉システム改修事業	4,264
7			2	児童福祉費	学童保育施設整備事業	4,983
8	4	衛生費	1	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	32,000
9	6	農林水産業費	1	農業費	農村活性化推進事業	6,940
10					畜産クラスター事業	74,692
11					農地耕作条件改善事業	24,948
12	7	商工費	1	商工費	小山市共通商品券発行事業	130,000
13					中小企業等省エネルギー設備導入支援事業	30,011
14	8	土木費	2	道路橋梁費	市道263号線道路改良事業	1,382
15					小山駅周辺地区第二期道路整備事業	52,053

No.	款	項	事業名	金額		
16	8	土木費	2 道路橋梁費	間々田駅周辺地区第三期道路整備事業	千円 33,900	
17				大谷地区道路整備事業	204,000	
18				市道1198号線道路改良事業	21,250	
19				一般市道改良事業	44,240	
20				地区道路整備事業	3,980	
21				間々田駅周辺地区まちづくり整備事業	12,500	
22				3 河川費	排水強化対策事業	586,234
23			防災集団移転促進事業		113,797	
24			4 都市計画費		思川駅北口地区整備推進事業	37,800
25					3・4・101城東線道路改良事業	107,500
26					街区公園整備事業	25,600
27					公園施設バリアフリー化整備事業	6,200
28					間々田八幡公園改修事業	48,187
29					城山（祇園城）公園再整備事業	73,400
30		小山総合公園整備事業	39,800			

No.	款		項		事業名	金額
31	10	教 育 費	2	小 学 校 費	小学校校舎照明LED化事業	千円 195,558
32					小学校トイレ改修事業	158,500
33			3	中 学 校 費	中学校トイレ改修事業	149,300
34			5	保 健 体 育 費	小学校給食維持支援事業	36,992
35					中学校給食維持支援事業	29,104
36					小山運動公園第二変電所 電灯変圧器更新事業	341

第3表 債務負担行為補正

1 追加

No.	事 項	期 間	限 度 額
55	小山市民ギャラリー指定管理 制度に伴う管理経費	令和5年度～令和10年度	千円 27,200

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
10 県営土地改良事業	千円 11,100	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 20,200	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金について は、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。
11 道路整備事業	1,481,900	同上	同上	同上	1,455,700	同上	同上	同上
12 排水対策事業	375,000	同上	同上	同上	427,000	同上	同上	同上
18 小学校施設整備事業	141,300	同上	同上	同上	376,900	同上	同上	同上
20 中学校施設整備事業	237,800	同上	同上	同上	337,300	同上	同上	同上

2 廃止

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
22 間々田のじゃがまいた 伝承館整備事業	千円 85,500	普通貸借 又は 証券発行	年 3.5% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる資金について、利率 の見直しを行った 後においては当該 見直し後の利率)	政府資金 については、その融 資条件により、銀行そ 他の場合にはその債 権者と協定するもの による。ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を延長 し、短縮し、若しくは 繰上償還、又は借換 えすることができる。	千円 —	—	—	—	事業の進 度調整のため、本地方 債の廃止を行うもの。
25 臨時財政対策債	300,000	同上	同上	同上	—	—	—	—	普通交付 税追加交付 のため、本 地方債の廃 止を行うもの。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	29,602,348	△239,256	29,363,092
1. 市 民 税	13,001,947	△239,256	12,762,691
1. 個 人	9,916,988	67,267	9,984,255
2. 法 人	3,084,959	△306,523	2,778,436
2. 地方譲与税	568,000	534	568,534
3. 森林環境譲与税	18,000	534	18,534
1. 森林環境譲与税	18,000	534	18,534
11. 地方交付税	1,100,000	774,893	1,874,893
1. 地方交付税	1,100,000	774,893	1,874,893
1. 地方交付税	1,100,000	774,893	1,874,893
13. 分担金及び負担金	683,533	△2,478	681,055
1. 負 担 金	683,533	△2,478	681,055
3. 衛生費負担金	121,198	△2,478	118,720
15. 国庫支出金	13,533,960	380,900	13,914,860
1. 国庫負担金	8,906,996	75,541	8,982,537
1. 民生費国庫負担金	8,512,594	75,541	8,588,135
2. 国庫補助金	4,586,478	305,359	4,891,837
1. 総務費国庫補助金	2,384,112	112,974	2,497,086
3. 衛生費国庫補助金	164,810	△10,707	154,103
4. 農林水産業費国庫補助金	2,500	△2,500	0
5. 土木費国庫補助金	1,285,610	37,810	1,323,420
7. 教育費国庫補助金	50,625	167,782	218,407
16. 県 支 出 金	5,551,097	27,360	5,578,457

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	67,267	○特別徴収分
1. 現年課税分	△306,523	○法人均等割 △14,270 ○法人税割 △292,253
1. 森林環境譲与税	534	○森林環境譲与税
1. 地方交付税	774,893	○普通交付税
1. 保健衛生費負担金	△2,478	○病院群輪番制病院設備整備費負担金
1. 社会福祉費負担金	7,541	○保険基盤安定負担金 3,660 ○低所得者保険料軽減負担金 3,881
2. 児童福祉費負担金	68,000	○認定こども園等施設型給付費負担金
1. 総務費補助金	112,974	○社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金 △7,200 ○戸籍法改正に伴う戸籍情報システム改修費補助金 △30,411 ○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 150,585
1. 保健衛生費補助金	△107	○外来生物対策管理事業費補助金
3. 衛生費補助金	△10,600	○クリーンエネルギー自動車・インフラ等導入促進補助金
1. 農業費補助金	△2,500	○経営継承・発展等支援事業費補助金
2. 河川費補助金	44,000	○防災集団移転促進事業費補助金
3. 都市計画費補助金	△6,190	○社会資本整備総合交付金（住環境整備事業）
2. 小学校費補助金	118,016	○学校施設環境改善交付金
3. 中学校費補助金	49,766	○学校施設環境改善交付金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
(県支出金)			
1. 県負担金	3,500,171	38,810	3,538,981
1. 民生費県負担金	3,463,594	44,830	3,508,424
3. 土木費県負担金	20,736	△6,020	14,716
2. 県補助金	1,548,133	2,119	1,550,252
2. 民生費県補助金	552,206	△19,940	532,266
3. 衛生費県補助金	366,896	△12,934	353,962
4. 農林水産業費県補助金	371,058	38,388	409,446
6. 土木費県補助金	161,480	△3,395	158,085
3. 委託金	502,793	△13,569	489,224
1. 総務費委託金	327,754	△13,569	314,185
17. 財産収入	105,701	12,679	118,380
1. 財産運用収入	61,507	△308	61,199
1. 財産貸付収入	58,253	△308	57,945
2. 財産売払収入	44,194	12,987	57,181
1. 不動産売払収入	42,994	12,987	55,981
18. 寄付金	4,034,085	506,552	4,540,637
1. 寄付金	4,034,085	506,552	4,540,637
1. 総務費寄付金	4,000,211	506,502	4,506,713
5. 教育費寄付金	1	50	51
19. 繰入金	2,849,864	△100,000	2,749,864
1. 基金繰入金	2,090,980	△100,000	1,990,980
4. 小山評定ふるさと応援基金繰入金	1,500,000	△100,000	1,400,000
20. 繰越金	2,228,108	488,687	2,716,795

節		説明	明
区分	金額		
1. 社会福祉費負担金	10,830	○保険基盤安定負担金 ○低所得者保険料軽減負担金	8,889 1,941
2. 児童福祉費負担金	34,000	○認定こども園等施設型給付費負担金	
1. 土木管理費負担金	△6,020	○地籍調査費負担金	
1. 社会福祉費補助金	△19,940	○地域医療介護総合確保基金交付金	
1. 保健衛生費補助金	△12,934	○病院群輪番制病院設備整備費補助金 ○クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金	△12,172 △762
1. 農業費補助金	38,388	○農地集積・集約化対策事業費補助金 ○イノシン捕獲強化事業費補助金 ○畜産競争力強化対策整備事業費補助金 ○新規就農総合支援事業費補助金	△9,600 296 59,692 △12,000
2. 都市計画費補助金	△3,395	○木造住宅耐震対策助成事業費補助金 ○とちぎ材の家づくり耐震支援事業費補助金	△3,095 △300
3. 選挙費委託金	△13,569	○栃木県議会議員選挙委託金	
1. 土地建物貸付収入	△308	○その他敷地貸付料	
1. 土地建物売払収入	12,987	○土地建物売払収入	
1. 総務費寄付金	506,502	○総務費寄付金 ○小山評定ふるさと応援寄付金	6,502 500,000
1. 教育費寄付金	50	○児童生徒交流基金寄付金	
1. 小山評定ふるさと応援基金繰入金	△100,000	○小山評定ふるさと応援基金繰入金	

款 項 目	補正前の額	補正額	計
(繰越金)			
1. 繰越金	2,228,108	488,687	2,716,795
1. 繰越金	2,228,108	488,687	2,716,795
21. 諸収入	3,220,447	△288,468	2,931,979
3. 貸付金元利収入	2,760,704	△252,365	2,508,339
2. 労働貸付金元利収入	44,990	△14,851	30,139
3. 商工貸付金元利収入	2,705,454	△237,514	2,467,940
5. 雑入	413,542	△36,103	377,439
6. 雑入	413,518	△36,103	377,415
22. 市債	6,078,700	△15,500	6,063,200
1. 市債	6,078,700	△15,500	6,063,200
4. 農林水産業債	108,900	9,100	118,000
5. 土木債	2,597,300	25,800	2,623,100
7. 教育債	524,400	249,600	774,000
8. 臨時財政対策債	300,000	△300,000	0
歳入合計	75,494,180	1,545,903	77,040,083

節		説	明
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	488,687	○前年度繰越金	
1. 勤労者融資貸付 金回収金	△14,851	○勤労者住宅資金融資預託金回収金	
1. 中小企業事業資 金等融資貸付金 回収金	△237,514	○中小企業事業資金融資預託金回収金 ○近代化施設資金融資預託金回収金 ○工業振興資金融資預託金回収金	△72,334 △20,830 △144,350
1. 総務費雑入	△30,000	○デジタル基盤改革支援補助金	
2. 民生費雑入	8,897	○保育士等処遇改善補助金返還金	
3. 衛生費雑入	△15,000	○県道整備に伴う墓地移転補償金	
1. 農業債	9,100	○県営土地改良事業債	
1. 道路橋梁債	25,800	○道路整備事業債 ○排水対策事業債	△26,200 52,000
1. 小学校債	235,600	○小学校施設整備事業債	
2. 中学校債	99,500	○中学校施設整備事業債	
3. 社会教育債	△85,500	○間々田のじゃがまいた伝承館整備事業債	
1. 臨時財政対策債	△300,000	○臨時財政対策債	

2. 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
1. 議 会 費	434,607	△4,091	430,516		△4,091
1. 議 会 費	434,607	△4,091	430,516		△4,091
1. 議 会 費	434,607	△4,091	430,516		△4,091

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2. 総 務 費	13,165,375	1,009,196	14,174,571	483,801	525,395
1. 総務管理費	11,701,756	1,081,827	12,783,583	534,981	546,846
1. 一般管理費	3,960,976	5,000	3,965,976	5,000	0
4. 財産管理費	1,442,363	612,827	2,055,190	55,981	556,846
7. 企画調整費	5,397,135	464,000	5,861,135	474,000	△10,000
3. 戸籍住民基本台帳 費	699,623	△44,210	655,413	△37,611	△6,599
1. 戸籍住民基本台 帳費	699,623	△44,210	655,413	△37,611	△6,599
4. 選 挙 費	170,304	△28,421	141,883	△13,569	△14,852
3. 栃木県議会議員 選挙費	42,128	△13,883	28,245	△13,569	△314

2. 総務費

節		説明			
区分	金額				
		特定財源内訳			
		国庫支出金	△32,611	県支出金	△13,569
		財産収入	55,981	寄付金	504,000
		諸収入	△30,000		
		特定財源内訳			
		国庫支出金	5,000	財産収入	55,981
		寄付金	504,000	諸収入	△30,000
		特定財源内訳			
		国庫支出金	5,000		
18. 負担金補助及び交付金	5,000	○自治会負担軽減事業費			
		特定財源内訳			
		財産収入	55,981		
24. 積立金	612,827	○財政調整基金積立金			412,827
		○公共施設等整備基金積立金			200,000
		特定財源内訳			
		寄付金	504,000	諸収入	△30,000
12. 委託料	460,000	○小山評定ふるさと応援事業費			500,000
24. 積立金	4,000	○基幹系業務システム事業費			△40,000
		○グラウンドワーク基金積立金			4,000
		特定財源内訳			
		国庫支出金	△37,611		
		特定財源内訳			
		国庫支出金	△37,611		
12. 委託料	△44,210	○社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費			△7,200
		○戸籍情報システム改修事業費			△37,010
		特定財源内訳			
		県支出金	△13,569		
		特定財源内訳			
		県支出金	△13,569		
1. 報酬	△303	○報酬			△303
3. 職員手当等	△8,421	投票立会人			△138
7. 報償費	△10	開票立会人			△26
8. 旅費	△22	投票管理者			△139
10. 需用費	△1,436	○職員手当等			△8,421
11. 役務費	△765	○事務費			△5,159

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
(選 挙 費) (栃木県議会議員選挙費)					
4. 小山市議会議員選挙費	98,255	△14,538	83,717		△14,538

2. 総務費

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	△394	
13. 使用料及び 賃借料	△2,414	
17. 備品購入費	△118	
1. 報酬	△138	○報酬 △138
3. 職員手当等	△1,989	投票管理者
7. 報償費	△50	○職員手当等 △1,989
10. 需用費	△1,114	○事務費 △12,411
11. 役務費	△1,630	
12. 委託料	△3,795	
13. 使用料及び 賃借料	△2,189	
18. 負担金補助 及び交付金	△3,633	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
3. 民 生 費	26,236,264	159,612	26,395,876	109,328	50,284
1. 社会福祉費	11,277,083	14,184	11,291,267	△1,569	15,753
1. 社会福祉総務費	3,192,768	16,736	3,209,504	12,549	4,187
5. 老人福祉費	2,398,987	△2,552	2,396,435	△14,118	11,566
2. 児童福祉費	12,305,109	144,897	12,450,006	110,897	34,000
1. 児童福祉総務費	3,768,308	8,897	3,777,205	8,897	0
4. 児童福祉施設費	5,238,387	136,000	5,374,387	102,000	34,000
3. 生活保護費	2,654,072	531	2,654,603		531
1. 生活保護総務費	219,272	531	219,803		531

3. 民生費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金 75,541 県支出金 24,890 諸収入 8,897	
		特定財源内訳 国庫支出金 7,541 県支出金 Δ9,110	
		特定財源内訳 国庫支出金 3,660 県支出金 8,889	
27. 繰 出 金	16,736	○国民健康保険特別会計繰出金	
		特定財源内訳 国庫支出金 3,881 県支出金 Δ17,999	
14. 工事請負費	Δ4,500	○いきいきふれあい事業費	Δ4,500
18. 負担金補助 及び交付金	Δ19,940	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備事業費	Δ19,940
27. 繰 出 金	21,888	○介護保険特別会計繰出金	21,888
		特定財源内訳 国庫支出金 68,000 県支出金 34,000 諸収入 8,897	
		特定財源内訳 諸収入 8,897	
22. 償還金利子 及び割引料	8,897	○国県負担金等過年度償還金	8,897
		特定財源内訳 国庫支出金 68,000 県支出金 34,000	
12. 委 託 料	86,000	○民間保育所入所委託料	86,000
18. 負担金補助 及び交付金	50,000	○認定こども園等施設型給付事業費	50,000
22. 償還金利子 及び割引料	531	○国県負担金等過年度償還金	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
4. 衛 生 費	7,256,386	△23,936	7,232,450	△41,119	17,183
1. 保健衛生費	6,459,709	△23,936	6,435,773	△41,119	17,183
1. 保健衛生総務費	3,894,560	27,064	3,921,624	△29,650	56,714
5. 環境衛生費	87,339	△1,000	86,339	△869	△131
6. 公害対策費	134,432	△50,000	84,432	△10,600	△39,400

4. 衛生費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳	
		分担金及び負担金	△2,478 国庫支出金 △10,707
		県支出金	△12,934 諸収入 △15,000
		特定財源内訳	
		分担金及び負担金	△2,478 国庫支出金 △10,707
		県支出金	△12,934 諸収入 △15,000
		特定財源内訳	
		分担金及び負担金	△2,478 県支出金 △12,172
		諸収入	△15,000
14. 工事請負費	△15,000	○病院群輪番制病院設備整備費補助金	△18,259
18. 負担金補助及び交付金	△18,259	○市有墓地整備事業費	△15,000
		○国県負担金等過年度償還金	60,323
22. 償還金利息及び割引料	60,323		
		特定財源内訳	
		国庫支出金	△107 県支出金 △762
18. 負担金補助及び交付金	△1,000	○クビアカツヤカミキリ防除対策事業費	
		特定財源内訳	
		国庫支出金	△10,600
14. 工事請負費	△48,000	○次世代自動車普及促進事業費	
18. 負担金補助及び交付金	△2,000		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
5. 労 働 費	78,120	△14,851	63,269	△14,851	0
1. 労 働 諸 費	78,120	△14,851	63,269	△14,851	0
1. 労 働 諸 費	58,214	△14,851	43,363	△14,851	0

5. 労働費

節		説明
区分	金額	
		特定財源内訳 諸収入 $\Delta 14,851$
		特定財源内訳 諸収入 $\Delta 14,851$
		特定財源内訳 諸収入 $\Delta 14,851$
20. 貸付金	$\Delta 14,851$	○勤労者住宅資金支援事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
6. 農林水産業費	1,529,487	58,074	1,587,561	47,488	10,586
1. 農 業 費	1,524,475	42,540	1,567,015	47,488	△4,948
2. 農業総務費	479,758	△9,600	470,158	△7,100	△2,500
3. 農業振興費	188,789	△16,704	172,085	△14,204	△2,500
4. 畜産振興費	103,191	59,692	162,883	59,692	0
5. 農 地 費	718,078	9,152	727,230	9,100	52
2. 林 業 費	4,922	15,534	20,456		15,534
1. 林業振興費	4,922	15,534	20,456		15,534

6. 農林水産業費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金 $\Delta 2,500$ 県支出金 38,388 寄付金 2,500 市債 9,100	
		特定財源内訳 国庫支出金 $\Delta 2,500$ 県支出金 38,388 寄付金 2,500 市債 9,100	
		特定財源内訳 県支出金 $\Delta 9,600$ 寄付金 2,500	
18. 負担金補助 及び交付金	$\Delta 9,600$	○担い手・農地総合対策事業費 $\Delta 9,600$ ○環境にやさしい農業推進事業費	
		特定財源内訳 国庫支出金 $\Delta 2,500$ 県支出金 $\Delta 11,704$	
7. 報 償 費	296	○新規就農者育成事業費 $\Delta 17,000$	
18. 負担金補助 及び交付金	$\Delta 17,000$	○イノシシ農業被害等対策事業費 296	
		特定財源内訳 県支出金 59,692	
18. 負担金補助 及び交付金	59,692	○畜産クラスター事業費	
		特定財源内訳 市債 9,100	
18. 負担金補助 及び交付金	9,152	○県営水利施設等保全高度化事業費	
24. 積 立 金	15,534	○森林環境譲与税基金積立金	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
7. 商 工 費	3,703,358	△107,514	3,595,844	△158,025	50,511
1. 商 工 費	3,703,358	△107,514	3,595,844	△158,025	50,511
2. 商業振興費	3,014,227	36,836	3,051,063	△13,675	50,511
3. 工業振興費	455,260	△144,350	310,910	△144,350	0

7. 商工費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金	79,489 諸収入 $\Delta 237,514$
		特定財源内訳 国庫支出金	79,489 諸収入 $\Delta 237,514$
		特定財源内訳 国庫支出金	79,489 諸収入 $\Delta 93,164$
18. 負担金補助 及び交付金	130,000	○小山市共通商品券発行事業費	130,000
		○中小企業事業資金融資預託金	$\Delta 72,334$
20. 貸付金	$\Delta 93,164$	○近代化施設資金融資預託金	$\Delta 20,830$
		特定財源内訳 諸収入	$\Delta 144,350$
20. 貸付金	$\Delta 144,350$	○工業振興資金融資預託金	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
8. 土 木 費	8,779,049	28,477	8,807,526	54,195	△25,718
1. 土木管理費	520,315	△38,523	481,792	△15,605	△22,918
1. 土木総務費	351,463	△25,843	325,620	△6,020	△19,823
3. 建築指導費	128,852	△12,680	116,172	△9,585	△3,095
2. 道路橋梁費	2,378,410	△29,000	2,349,410	△26,200	△2,800
3. 道路新設改良費	1,334,045	△29,000	1,305,045	△26,200	△2,800
3. 河 川 費	911,616	96,000	1,007,616	96,000	0
1. 河川総務費	911,616	96,000	1,007,616	96,000	0

8. 土木費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金 37,810 県支出金 市債 25,800	△9,415
		特定財源内訳 国庫支出金 △6,190 県支出金	△9,415
		特定財源内訳 県支出金 △6,020	
12. 委 託 料	△8,026	○思川開発事業費	△17,817
23. 投 資 及 び 出 資 金	△17,817	○地籍調査事業費	△8,026
		特定財源内訳 国庫支出金 △6,190 県支出金	△3,395
18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△12,680	○木造住宅耐震対策助成事業費	
		特定財源内訳 市債 △26,200	
		特定財源内訳 市債 △26,200	
12. 委 託 料	500	○都市構造再編集中支援事業費	△29,000
14. 工 事 請 負 費	58,600	小山駅周辺地区第二期道路整備事業費	22,500
16. 公 有 財 産 購 入 費	△13,600	間々田駅周辺地区第三期道路整備事業費	△56,500
21. 補償補填及び 賠 償 金	△74,500	大谷地区道路整備事業費 関連単独事業費	5,000
		特定財源内訳 国庫支出金 44,000 市債	52,000
		特定財源内訳 国庫支出金 44,000 市債	52,000
12. 委 託 料	96,000	○防災集団移転促進事業費	96,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
10. 教 育 費	6,204,086	440,936	6,645,022	483,528	△42,592
1. 教育総務費	1,284,919	50	1,284,969	50	0
3. 教育振興費	813,100	50	813,150	50	0
2. 小 学 校 費	1,097,459	354,058	1,451,517	353,616	442
3. 学校建設費	194,073	354,058	548,131	353,616	442
3. 中 学 校 費	786,211	149,300	935,511	149,266	34
3. 学校建設費	290,120	149,300	439,420	149,266	34
4. 社会教育費	1,053,335	△128,568	924,767	△85,500	△43,068
4. 教育文化振興費	349,285	△128,568	220,717	△85,500	△43,068
5. 保健体育費	1,982,162	66,096	2,048,258	66,096	0
2. 小学校給食費	698,157	36,992	735,149	36,992	0
3. 中学校給食費	364,409	29,104	393,513	29,104	0

10. 教育費

節		説 明	
区 分	金 額		
		特定財源内訳 国庫支出金 233,878 寄付金 50 市債 249,600	
		特定財源内訳 寄付金 50	
		特定財源内訳 寄付金 50	
24. 積立金	50	○児童生徒交流基金積立金	
		特定財源内訳 国庫支出金 118,016 市債 235,600	
		特定財源内訳 国庫支出金 118,016 市債 235,600	
14. 工事請負費	354,058	○小学校校舎照明LED化事業費 195,558 ○小学校トイレ改修事業費 158,500	
		特定財源内訳 国庫支出金 49,766 市債 99,500	
		特定財源内訳 国庫支出金 49,766 市債 99,500	
14. 工事請負費	149,300	○中学校トイレ改修事業費	
		特定財源内訳 市債 $\Delta 85,500$	
		特定財源内訳 市債 $\Delta 85,500$	
12. 委託料	$\Delta 21,826$	○間々田のじゃがまいた伝承館整備事業費	
16. 公有財産 購入費	$\Delta 103,180$		
18. 負担金補助 及び交付金	$\Delta 692$		
21. 補償補填及び 賠償金	$\Delta 2,870$		
		特定財源内訳 国庫支出金 66,096	
		特定財源内訳 国庫支出金 36,992	
10. 需用費	36,992	○小学校給食維持支援事業費	
		特定財源内訳 国庫支出金 29,104	
10. 需用費	29,104	○中学校給食維持支援事業費	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
歳 出 合 計	75,494,180	1,545,903	77,040,083	964,345	581,558

節		説明			
区分	金額				
		特定財源内訳			
		分担金及び負担金	△2,478	国庫支出金	380,900
		県支出金	27,360	財産収入	55,981
		寄付金	506,550	諸収入	△288,468
		市債	284,500		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

No.	事項	限度額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
			支出(見込)額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般 財源
			期間	金額	期間	金額	国・県	地方債	その他	
145	小山市民ギャラリー指定管理制度に伴う管理経費	27,200		—	令和 5年度 ～ 令和 10年度	27,200	—	—	—	27,200

令和5年度 地方債現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度中増減見込		令和5年度末
	現在高	現在高	起債見込額	元金償還見込額	現在高見込額
1 普通債	42,442,666	42,721,854	5,708,400	3,607,460	44,822,794
(1) 総務	12,351,956	12,583,999	1,065,200	293,571	13,355,628
(2) 民生	394,875	410,688	127,600	9,054	529,234
(3) 衛生	1,220,367	1,098,307	54,500	122,750	1,030,057
(4) 労働	45,400	45,400	0	0	45,400
(5) 農林水産業	2,210,764	2,102,139	214,000	304,660	2,011,479
(6) 土木	18,190,513	18,250,440	2,431,600	1,612,856	19,069,184
(7) 消防	1,673,406	1,560,861	942,500	864,331	1,639,030
(8) 教育	6,355,385	6,670,020	873,000	400,238	7,142,782
2 災害復旧債	394,416	351,725	0	64,958	286,767
(1) 農林水産業	37,009	35,908	0	5,171	30,737
(2) 土木	333,099	301,872	0	57,223	244,649
(3) 教育	24,308	13,945	0	2,564	11,381
3 その他	16,469,539	14,890,726	139,200	1,686,659	13,343,267
(1) 減税補てん債	234,046	150,798	0	64,585	86,213
(2) 臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
(3) 減収補てん債	816,420	803,700	0	12,720	790,980
(4) 臨時財政対策債	15,419,073	13,936,228	139,200	1,609,354	12,466,074
合計	59,306,621	57,964,305	5,847,600	5,359,077	58,452,828

令和5年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度小山市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,897,765千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野正富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		576	203	779
	1 国庫補助金	576	203	779
7 繰入金		1,127,304	16,736	1,144,040
	1 他会計繰入金	1,127,304	16,736	1,144,040
8 繰越金		35,209	△15,939	19,270
	1 繰越金	35,209	△15,939	19,270
歳入合計		15,896,765	1,000	15,897,765

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		144,258	1,000	145,258
	1 償還金及び 還付加算金	144,257	1,000	145,257
歳出合計		15,896,765	1,000	15,897,765

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金	576	203	779
1. 国庫補助金	576	203	779
1. 災害臨時特例補助金	1	203	204
7. 繰入金	1,127,304	16,736	1,144,040
1. 他会計繰入金	1,127,304	16,736	1,144,040
1. 一般会計繰入金	1,127,304	16,736	1,144,040
8. 繰越金	35,209	△15,939	19,270
1. 繰越金	35,209	△15,939	19,270
1. 繰越金	35,209	△15,939	19,270
歳 入 合 計	15,896,765	1,000	15,897,765

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 災害臨時特例補助金	203	○災害臨時特例補助金
1. 保険基盤安定繰入金	16,673	○保険基盤安定繰入金
2. 未就学児均等割保険税繰入金	△632	○未就学児均等割保険税繰入金
8. 産前産後保険税繰入金	695	○産前産後保険税繰入金
1. 前年度繰越金	△15,939	○前年度繰越金

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3. 国民健康保険事業費 納付金	3,969,495	0	3,969,495	16,736	△16,736
1. 医療給付費分	2,451,867	0	2,451,867	10,009	△10,009
1. 一般被保険者医 療給付費分	2,451,867	0	2,451,867	10,009	△10,009
2. 後期高齢者支援金 分	1,136,000	0	1,136,000	△43,212	43,212
1. 一般被保険者後 期高齢者支援金 分	1,136,000	0	1,136,000	△43,212	43,212
3. 介護納付金分	381,628	0	381,628	49,939	△49,939
1. 介護納付金分	381,628	0	381,628	49,939	△49,939
8. 諸 支 出 金	144,258	1,000	145,258		1,000
1. 償還金及び還付加 算金	144,257	1,000	145,257		1,000
1. 一般被保険者保 険税還付金	20,000	1,000	21,000		1,000
歳 出 合 計	15,896,765	1,000	15,897,765	16,736	△15,736

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		特定財源内訳 繰入金 16,736
		特定財源内訳 繰入金 10,009
		特定財源内訳 繰入金 10,009
		特定財源内訳 繰入金 $\Delta 43,212$
		特定財源内訳 繰入金 $\Delta 43,212$
		特定財源内訳 繰入金 49,939
		特定財源内訳 繰入金 49,939
22. 償還金利息 及び割引料	1,000	○一般被保険者保険税還付金
		特定財源内訳 繰入金 16,736

令和5年度小山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度小山市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,291,089千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野正富

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		2,243,246	22,450	2,265,696
	1 国庫負担金	1,951,878	22,450	1,974,328
5 支払基金交付金		3,013,260	30,510	3,043,770
	1 支払基金交付金	3,013,260	30,510	3,043,770
6 県支出金		1,638,725	14,275	1,653,000
	1 県負担金	1,540,178	14,275	1,554,453
9 繰入金		1,941,406	41,919	1,983,325
	1 一般会計繰入金	1,940,905	21,888	1,962,793
	2 基金繰入金	501	20,031	20,532
10 繰越金		317,556	4,080	321,636
	1 繰越金	317,556	4,080	321,636
歳入合計		12,177,855	113,234	12,291,089

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		10,744,784	113,000	10,857,784
	1 介護サービス等諸費	9,769,298	110,000	9,879,298
	7 特定入所者 介護サービス等費	285,202	3,000	288,202
7 諸支出金		323,165	234	323,399
	1 償還金及び 還付加算金	323,155	234	323,389
歳出合計		12,177,855	113,234	12,291,089

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金	2,243,246	22,450	2,265,696
1. 国庫負担金	1,951,878	22,450	1,974,328
1. 介護給付費負担金	1,951,878	22,450	1,974,328
5. 支払基金交付金	3,013,260	30,510	3,043,770
1. 支払基金交付金	3,013,260	30,510	3,043,770
1. 介護給付費交付金	2,901,092	30,510	2,931,602
6. 県 支 出 金	1,638,725	14,275	1,653,000
1. 県 負 担 金	1,540,178	14,275	1,554,453
1. 介護給付費負担金	1,540,178	14,275	1,554,453
9. 繰 入 金	1,941,406	41,919	1,983,325
1. 一般会計繰入金	1,940,905	21,888	1,962,793
1. 介護給付費繰入金	1,343,099	14,125	1,357,224
4. 低所得者保険料軽減繰入金	141,687	7,763	149,450
2. 基金繰入金	501	20,031	20,532
1. 介護保険給付基金繰入金	501	20,031	20,532
10. 繰 越 金	317,556	4,080	321,636
1. 繰 越 金	317,556	4,080	321,636
1. 繰 越 金	317,556	4,080	321,636
歳 入 合 計	12,177,855	113,234	12,291,089

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	22,450	○現年度分
1. 現年度分	30,510	○現年度分
1. 現年度分	14,275	○現年度分
1. 現年度分	14,125	○現年度分
2. 過年度分	7,763	○過年度分
1. 介護保険給付基金繰入金	20,031	○介護保険給付基金繰入金
1. 繰越金	4,080	○精算返納分

2. 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2. 保険給付費	10,744,784	113,000	10,857,784	81,360	31,640
1. 介護サービス等諸費	9,769,298	110,000	9,879,298	79,200	30,800
1. 居宅介護サービス等給付費	4,460,000	40,000	4,500,000	28,800	11,200
3. 地域密着型介護サービス給付費	1,450,000	70,000	1,520,000	50,400	19,600
7. 特定入所者介護サービス等費	285,202	3,000	288,202	2,160	840
1. 特定入所者介護サービス費	284,000	3,000	287,000	2,160	840
7. 諸 支 出 金	323,165	234	323,399		234
1. 償還金及び還付加算金	323,155	234	323,389		234
2. 償 還 金	317,555	234	317,789		234
歳 出 合 計	12,177,855	113,234	12,291,089	81,360	31,874

(単位 千円)

節		説 明			
区 分	金 額				
		特定財源内訳			
		国庫支出金	22,450	県支出金	14,275
		繰入金	14,125	支払基金交付金	30,510
		特定財源内訳			
		国庫支出金	22,000	県支出金	13,750
		繰入金	13,750	支払基金交付金	29,700
		特定財源内訳			
		国庫支出金	8,000	県支出金	5,000
		繰入金	5,000	支払基金交付金	10,800
18. 負担金補助 及び交付金	40,000	○居宅介護サービス等給付費			
		特定財源内訳			
		国庫支出金	14,000	県支出金	8,750
		繰入金	8,750	支払基金交付金	18,900
18. 負担金補助 及び交付金	70,000	○地域密着型介護サービス給付費			
		特定財源内訳			
		国庫支出金	450	県支出金	525
		繰入金	375	支払基金交付金	810
		特定財源内訳			
		国庫支出金	450	県支出金	525
		繰入金	375	支払基金交付金	810
18. 負担金補助 及び交付金	3,000	○特定入所者介護サービス費			
22. 償還金利子 及び割引料	234	○償還金			
		特定財源内訳			
		国庫支出金	22,450	県支出金	14,275
		繰入金	14,125	支払基金交付金	30,510

令和5年度 小山市下水道事業会計補正予算（第2号）

（ 総 則 ）

第1条 令和5年度小山市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業及びPFI事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
公共下水道污水管渠建設事業	718,746千円	82,800千円	801,546千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,761,945千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,766千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 48,229千円、減債積立金 315,255千円、過年度分損益勘定留保資金 338,982千円、当年度分損益勘定留保資金 1,009,713千円を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,807,541千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,766千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 43,959千円、減債積立金 315,255千円、過年度分損益勘定留保資金 338,982千円、当年度分損益勘定留保資金 1,059,579千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 公共下水道事業資本的収入	3,881,659千円	37,200千円	3,918,859千円
第1項 企 業 債	1,969,000千円	37,200千円	2,006,200千円
	支	出	
第1款 公共下水道事業資本的支出	5,463,147千円	82,800千円	5,545,947千円
第1項 建 設 改 良 費	3,230,159千円	82,800千円	3,312,959千円

(企業債)

第4条 予算第7条で定めた企業債について、次のとおり補正する。

(1) 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道事業	千円 1,946,200	普通貸借 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 1,959,100	普通貸借 又は 証券発行	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正富

[予算に関する説明書]

令和5年度小山市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道			3,881,659	37,200	3,918,859	
事業	1 企業債		1,969,000	37,200	2,006,200	
資本的収入		1 企業債	1,969,000	37,200	2,006,200	

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 公共下水道			5,463,147	82,800	5,545,947	
事業	1 建設		3,230,159	82,800	3,312,959	
資本的支出	改良費	1 汚水管渠 建設改良費	718,746	82,800	801,546	

令和5年度 小山市下水道事業予定キャッシュフロー計算書

単位 千円

項 目	令和5年度
I 営業活動によるキャッシュフロー	
1 当期純利益	221,685
2 非資金項目の調整	
・減価償却費	2,647,203
・引当金の増・減(△)額	416
・貸倒引当金の増・減(△)額	5,801
・有形固定資産除却費	6,964
・長期前受金戻入	△ 1,347,567
3 営業活動による資産及び負債の増減	
・未収金の増(△)・減額	△ 160,758
・貯蔵品の増(△)・減額	0
・前払金の減・増(△)額	0
・その他流動資産の増(△)・減額	0
・未払金の増・減(△)額	△ 796,381
・前受金の増・減(△)額	0
・その他流動負債の増・減(△)額	△ 9
4 営業活動以外の損益項目	
・受取利息(△)	△ 2
・支払利息	360,922
■ 小計	938,274
・受取利息	2
・支払利息(△)	△ 360,922
・固定資産売却損	0
■ ■ 営業活動によるキャッシュフロー(計)	577,354
II 投資活動によるキャッシュフロー	
・建設改良費(△)	△ 3,788,485
・固定資産の売却による収入	2
・補助金等の収入	2,161,886
・補助金等の返還(△)	△ 588
・一般会計負担金及び補助金の収入	266,949
・工事負担金等の収入	17,708
・長期貸付金償還金の収入	360
・長期貸付金支出(△)	0
・その他投資支出(△)	0
■ ■ 投資活動によるキャッシュフロー(計)	△ 1,342,168
III 財務活動によるキャッシュフロー	
・一時借入金による収入	1,500,000
・一時借入金の返済による支出(△)	△ 1,500,000
・企業債による収入	2,295,600
・企業債の償還による支出(△)	△ 2,572,216
■ ■ 財務活動によるキャッシュフロー(計)	△ 276,616
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 1,041,430
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,551,117
VI 現金及び現金同等物の期末残高	509,687

令和5年度 小山市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

	資 産 の 部		千円	千円
	千円	千円		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		1,122,554		
ロ 建 物	3,268,870			
減価償却累計額	<u>△ 379,712</u>	2,889,158		
ハ 構 築 物	67,413,720			
減価償却累計額	<u>△ 10,000,352</u>	57,413,368		
ニ 機 械 及 び 装 置	5,944,146			
減価償却累計額	<u>△ 2,042,252</u>	3,901,894		
ホ 車 輜 運 搬 具	7,159			
減価償却累計額	<u>△ 887</u>	6,272		
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	17,945			
減価償却累計額	<u>△ 5,815</u>	12,130		
ト 建 設 仮 勘 定		<u>2,647,282</u>		
有形固定資産合計			67,992,658	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 施 設 利 用 権		1,083,723		
ロ 電 話 加 入 権		<u>6,282</u>		
無形固定資産合計			1,090,005	
(3) 投 資				
イ 長 期 貸 付 金		<u>0</u>		
投資合計			<u>0</u>	
固定資産合計				69,082,663
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			509,687	
(2) 未 収 金		507,995		
貸倒引当金	<u>△ 25,630</u>		482,365	
(3) 短 期 貸 付 金			<u>60</u>	
(4) そ の 他 流 動 資 産			<u>0</u>	
流動資産合計				<u>992,112</u>
資 産 合 計				<u><u>70,074,775</u></u>

負債の部

	千円	千円
3 固定負債		
(1) 企業債	<u>26,169,833</u>	
固定負債合計		26,169,833
4 流動負債		
(1) 企業債	2,519,141	
(2) 未払金	584,918	
(3) 引当金	<u>10,214</u>	
流動負債合計		3,114,273
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	41,358,233	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 6,375,892</u>	
繰延収益合計		<u>34,982,341</u>
負債合計		<u><u>64,266,447</u></u>

		資 本 の 部		
		千円	千円	千円
6	資 本 金			
	(1) 自 己 資 本 金		3,710,408	
	(2) 組 入 資 本 金		852,172	
	資 本 金 合 計		<u>4,562,580</u>	
7	剰 余 金			
	(1) 資 本 剰 余 金			
	イ 負 担 金	34,954		
	ロ 補 助 金	462,959		
	ハ 受 贈 財 産 評 価 額	210,896		
	資 本 剰 余 金 合 計	<u>708,809</u>	708,809	
	(2) 利 益 剰 余 金			
	イ 減 債 積 立 金	0		
	ロ 利 益 積 立 金	0		
	ハ 建 設 改 良 積 立 金	0		
	ニ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	536,939		
	利 益 剰 余 金 合 計	<u>536,939</u>	536,939	
	剰 余 金 合 計		<u>1,245,748</u>	
	資 本 合 計		<u>5,808,328</u>	
	負 債 資 本 合 計		<u><u>70,074,775</u></u>	

令和6年3月14日 撤回

議案第17号

小山市本庁舎駐車場条例の制定について

小山市本庁舎駐車場条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

本庁舎における用務のために来庁した方の利用（以下「用務利用」という。）を目的として整備した小山市本庁舎第一駐車場及び第二駐車場について、令和6年4月1日から、用務利用を妨げない限度において、使用料を徴収し、用務利用以外の使用も認めることについて、地方自治法第228条第1項前段の規定により、使用料に関する事項について条例で定め、併せて駐車場の管理に関し必要な事項を規定するため、条例を制定するものである。

小山市本庁舎駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本庁舎に設置する駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 小山市本庁舎第一駐車場及び小山市本庁舎第二駐車場

(2) 位置 小山市中央町1丁目1番1号

(駐車場の供用)

第3条 駐車場は、本庁舎における用務のために来庁した者の利用（当該用務に要する時間内の利用に限る。以下「用務利用」という。）に供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、駐車場は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、用務利用を妨げない限度において、用務利用以外の使用に供することができる。

(駐車できる自動車)

第4条 駐車場に駐車することができる自動車は、次に掲げるものとする。

(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車のうち車両全長5メートル、車両全幅1.9メートル、最高車両高2.7メートル、最高積載重量2トンをそれぞれ超えないもの

(2) 省令別表第1に掲げる小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、午前8時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(使用料)

第6条 第3条第2項の規定により用務利用以外で駐車場を使用した者は、自動車

を出場させる際に使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、次の表のとおりとする。

区分	金額
入場後 2 時間以内	無料
入場後 2 時間を超えた場合	30 分までごとに 100 円 1 日上限 1,200 円
駐車券を紛失したことにより、入場した時間を確認できない場合	1,200 円（前日以前から自動車を駐車していた場合は、1,200 円にその日数を乗じて得た額）

（使用料の減免）

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。
- (3) 本庁舎又は駐車場の維持管理を行うため使用する自動車を駐車させるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（使用料の返還）

第 8 条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（禁止行為）

第 9 条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 騒音を発生させること。
- (4) 継続して 2 日を超えて自動車を駐車すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する行為をした者に対し、駐車場からの退場又は自動車の撤去を命ずることができる。

(駐車の制限又は拒否)

第10条 市長は、駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車場の使用を制限し、又は拒否することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

小山市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例の制定について

小山市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

絵画、工芸、彫刻、書道、写真等の展示活動を通して、市民の芸術文化の振興及び向上に寄与するとともに、社会教育と地域活性化の推進を図ることを目的に、小山市民ギャラリーを設置及び管理するため、条例を制定するものである。

小山市民ギャラリーの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 絵画、工芸、彫刻、書道、写真等の展示活動を通して、市民の芸術文化の振興及び向上に寄与するとともに、社会教育と地域活性化の推進を図るため、小山市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ギャラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小山市民ギャラリー

位置 小山市中央町2丁目1番8号

(事業)

第3条 ギャラリーは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術文化の振興及び向上に資するための場を提供すること。
- (2) 芸術作品の展示に関すること。
- (3) 芸術文化に係る関係機関との連携に関すること。
- (4) 芸術文化活動及びこれを通じたまちづくりに参画する市民及び市民団体と連携し、並びにこれらの交流を支援すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために小山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(使用許可)

第4条 ギャラリーを使用しようとする者は、教育委員会の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 教育委員会は、ギャラリーの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用許可をするものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ギャラリーの施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないとき。

3 教育委員会は、使用許可に、管理運営上必要な条件を付することができる。

4 前3項の規定は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

（利用の禁止又は制限）

第5条 教育委員会は、前条第2項各号に規定する行為をする者に対して、ギャラリーを保全し、又はそれを利用する者の危険を防止するため、ギャラリーの利用を禁止し、又は制限することができる。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第6条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の用途でギャラリーを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の取消し又は使用の制限若しくは停止（以下「使用許可の取消し等」という。）をすることができる。

- (1) 使用者が第4条第2項各号の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 使用者が第4条第3項の規定により付した使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることのできない理由により、必要があると認めるとき。
- (5) 公益上必要があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理上特に必要と認めるとき。

（使用料）

第8条 使用者は、使用許可を受けたときは、市長が指定する期日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の返還）

第9条 前条の規定により納付された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責によらない事由により、使用することができなくなった場合
- (2) 使用しようとする日から起算して7日前までに使用の取消しを申し出た場合
- (3) 市長が特に返還することが適当と認める場合

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市の機関又はこれに直接関係する団体が使用する場合
- (2) 市が実施する芸術文化の振興及び向上に関する施策に関し市と連携協力する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが、第1条の目的に即した使用をする場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、ギャラリーの使用を終了したとき、又は使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により展示物、施設等を汚損し、損傷し又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第13条 教育委員会は、ギャラリーの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にギャラリーの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 前条の規定により指定管理者にギャラリーの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) ギャラリーの運営及び施設等の維持管理に関する業務
- (2) ギャラリーの使用許可に関する業務
- (3) 第3条各号に規定する事業の実施のために必要な業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ギャラリーの管理運営のために教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 第13条の規定により指定管理者にギャラリーの管理を行わせる場合の

第8条から第10条までに規定する使用料は、利用料金として当該指定管理者の収入とすることができる。

(指定管理者への適用)

第16条 第13条の規定により指定管理者にギャラリーの管理を行わせる場合の第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあり、及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 ギャラリーの使用許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第8条関係)

使用の区分	使用料
1日	7,700円
1単位 (火曜日から次の日曜日までの連続する6日間をいう。)	46,200円

備考

- 1 ギャラリーを使用できる時間は、午前10時から午後6時までとする。
- 2 商業宣伝、営業等を主たる目的として使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の3倍の額とする。

定住自立圏の圏域における公共施設の相互利用のための関係条例の整備について

定住自立圏の圏域における公共施設の相互利用のための関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山地区定住自立圏では、定住自立圏の形成に関する協定書において、文化・スポーツ施設等の相互利用促進を図ることとし、圏域における公共施設の相互利用に取り組んでおり、圏域市町との公共施設相互利用の調整が済んだことから、関係する条例に所要の改正を行うため、提案するものである。

定住自立圏の圏域における公共施設の相互利用のための関係条例の整備に関する条例

(出張所会議室使用料条例の一部改正)

第1条 出張所会議室使用料条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(使用料) 第2条 使用の許可を受けた者は、次に定める使用料を使用前に納付しなければならない。				(使用料) 第2条 使用の許可を受けた者は、次に定める使用料を使用前に納付しなければならない。			
会議室の種類	使用料		備考	会議室の種類	使用料		備考
	半日	全日			半日	全日	
66平方メートル以下のもの	200円	400円	1・2 略 3 <u>市民以外の者</u> (栃木市、下都	66平方メートル以下のもの	200円	400円	1・2 略 3 <u>市民等(市民並びに栃木</u>
66平方メートルを超え198平方メートル以下のもの	300円	600円	賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有	66平方メートルを超え198平方メートル以下のもの	300円	600円	市、 <u>下野市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、茨城県結城市、群馬県邑楽郡板倉</u>
198平方メートルを超えるもの	500円	1,000円	する者を <u>除く。</u>)が利用する場合は、表に定める金額の2倍とする。	198平方メートルを超えるもの	500円	1,000円	町及び埼玉県加須市に住所を有する者を <u>いう。)</u> <u>以外の者</u> が利用する場合は、表に定める金額の2倍とする。

2 略	2 略
-----	-----

(小山市立文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 小山市立文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表	別表
基本使用料金	基本使用料金
略	略
略	略
1 略	1 略
2 小山市に住所を有する者及び小山市内の事業所に勤務している者 <u>以外の者</u> (栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、茨城県結城市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を除く。)が使用する場合の使用料は、規定の使用料に5割を加えた額とする。	2 <u>市民等</u> (小山市に住所を有する者及び小山市内の事業所に勤務している者 <u>並びに</u> 栃木市、 <u>下野市</u> 、下都賀郡野木町、茨城県古河市、茨城県結城市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者をいう。)以外の者が使用する場合の使用料は、規定の使用料に5割を加えた額とする。
3～5 略	3～5 略

(小山市ふれあい健康センター条例の一部改正)

第3条 小山市ふれあい健康センター条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第4条、第5条関係)			別表第1(第4条、第5条関係)		
施設の 名称	事業	利用できる者	施設の 名称	事業	利用できる者
老人福	(1) 老人の各種	(1) 市内又	老人福	(1) 老人の各種	(1) 市内又

<p>社セン ター</p>	<p>の相談に関する こと。 (2) 老人の教養 の向上及びレク リエーションに 関すること。 (3) 老人の機能 回復訓練に関す ること。 (4) 市民の健康 の増進及び市民 間の交流を促進 する事業並びに 社会福祉意識の 醸成を図る事業 (5) その他市長 が必要があると 認める事業</p>	<p>は栃木市、 下都賀郡野 木町、茨城 県古河市、 群馬県邑楽 郡板倉町若 しくは埼玉 県加須市に 居住する60 歳以上の者</p> <p>(2) 略</p>	<p>社セン ター</p>	<p>の相談に関する こと。 (2) 老人の教養 の向上及びレク リエーションに 関すること。 (3) 老人の機能 回復訓練に関す ること。 (4) 市民の健康 の増進及び市民 間の交流を促進 する事業並びに 社会福祉意識の 醸成を図る事業 (5) その他市長 が必要があると 認める事業</p>	<p>は栃木市、 <u>下野市</u>、下 都賀郡野木 町、茨城県 古河市、<u>茨 城県結城</u> <u>市</u>、群馬県 邑楽郡板倉 町若しくは 埼玉県加須 市に居住す る60歳以上 の者</p> <p>(2) 略</p>
略		略			
<p>別表第2(第8条関係)</p> <p>老人福祉センター使用料</p>		<p>別表第2(第8条関係)</p> <p>老人福祉センター使用料</p>			
略		略			
<p>備考 市外居住者であっても、栃木 市、下都賀郡野木町、茨城県古河 市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉 県加須市に居住する者は、市内居 住者とみなす。</p>		<p>備考 市外居住者であっても、栃木 市、<u>下野市</u>、下都賀郡野木町、茨 城県古河市、<u>茨城県結城市</u>、群馬 県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市 に居住する者は、市内居住者とみ なす。</p>			
別表第3(第8条関係)		別表第3(第8条関係)			

老人福祉センター教養娯楽室等使用料	老人福祉センター教養娯楽室等使用料
略	略
備考 <u>市民以外の者</u> (栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に居住する者を <u>除く。</u>)が利用する場合は、表に定める額の2倍とする。	備考 <u>市民等</u> (<u>市民並びに</u> 栃木市、 <u>下野市</u> 、下都賀郡野木町、茨城県古河市、 <u>茨城県結城市</u> 、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に居住する者を <u>いう。</u>) <u>以外の者</u> が利用する場合は、表に定める額の2倍とする。

(小山市立車屋美術館設置条例の一部改正)

第4条 小山市立車屋美術館設置条例(平成20年条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2(第11条関係)	別表第2(第11条関係)
略	略
備考	備考
1 略	1 略
2 <u>市民以外の者</u> (栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を <u>除く。</u>)が利用する場合の使用料は、表に定める使用料の2倍とする。	2 <u>市民等</u> (<u>市民並びに</u> 栃木市、 <u>下野市</u> 、下都賀郡野木町、茨城県古河市、 <u>茨城県結城市</u> 、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を <u>いう。</u>) <u>以外の者</u> が利用する場合の使用料は、表に定める使用料の2倍とする。

(小山市公民館条例の一部改正)

第5条 小山市公民館条例(平成24年条例第14号)の一部を次のように改正す

る。

改正前	改正後
別表第2(第8条関係) 公民館研修室等使用料	別表第2(第8条関係) 公民館研修室等使用料
略	略
備考 1 略 2 <u>市民以外の者</u> (栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を <u>除く。</u>)が利用する場合は、表に定める金額の2倍とする。	備考 1 略 2 <u>市民等</u> (<u>市民並びに</u> 栃木市、 <u>下野市</u> 、下都賀郡野木町、茨城県古河市、 <u>茨城県結城市</u> 、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を <u>いう。</u>) <u>以外</u> の者が利用する場合は、表に定める金額の2倍とする。

(小山市まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 小山市まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表(第3条、第8条関係)	別表(第3条、第8条関係)
略	略
備考 <u>市民以外の者</u> (栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を <u>除く。</u>)が使用する場合は、規定の使用料の2倍の額とする。	備考 <u>市民等</u> (<u>市民並びに</u> 栃木市、 <u>下野市</u> 、下都賀郡野木町、茨城県古河市、 <u>茨城県結城市</u> 、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を <u>いう。</u>) <u>以外</u> の者が使用する場合は、規定の使用料の2倍の額とする。

(小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表(第3条、第8条関係)</p> <p>1 小山市間々田市民交流センター</p> <p>(1) 研修室等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>市民以外の者</u>(栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を除く。以下同じ。)が使用する場合の使用料は、規定の使用料の2倍の額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(2) 運動場等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>市民以外の者が使用する場合</u>の使用料は、規定の使用料の2倍の額とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>別表(第3条、第8条関係)</p> <p>1 小山市間々田市民交流センター</p> <p>(1) 研修室等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>市民等</u>(<u>市民並びに</u>栃木市、<u>下野市</u>、下都賀郡野木町、茨城県古河市、<u>茨城県結城市</u>、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者をいう。以下同じ。)以外の者が使用する場合の使用料は、規定の使用料の2倍の額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(2) 運動場等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>市民等以外の者が使用する場合</u>の使用料は、規定の使用料の2倍の額とする。</p> <p>2・3 略</p>

(小山市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 小山市立体育館の設置及び管理に関する条例（令和2年条例第32号）の

一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1(第3条、第9条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>1 「高校生以下の者」とは、市内に在住若しくは通学する高校生(高等学校、高等専門学校その他これらに類する学校の学生及び生徒をいう。以下同じ。)以下の者又は栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板倉町若しくは埼玉県加須市に在住する高校生以下の者をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市民以外の者</u>(栃木市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を<u>除く</u>。以下同じ。)が使用する場合の使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>別表第2(第9条関係)</p> <p>附属設備</p>	<p>別表第1(第3条、第9条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>備考</p> <p>1 「高校生以下の者」とは、市内に在住若しくは通学する高校生(高等学校、高等専門学校その他これらに類する学校の学生及び生徒をいう。以下同じ。)以下の者又は栃木市、<u>下野市</u>、下都賀郡野木町、茨城県古河市、<u>茨城県結城市</u>、群馬県邑楽郡板倉町若しくは埼玉県加須市に在住する高校生以下の者をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市民等</u>(<u>市民並びに</u>栃木市、<u>下野市</u>、下都賀郡野木町、茨城県古河市、<u>茨城県結城市</u>、群馬県邑楽郡板倉町及び埼玉県加須市に住所を有する者を<u>いう</u>。以下同じ。)<u>以外の者</u>が使用する場合の使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>4・5 略</p> <p>別表第2(第9条関係)</p> <p>附属設備</p>
略	略

<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>市民</u>以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>市民等</u>以外の者が使用する場合の使用料は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

小山市障害者施策推進協議会条例の一部改正について

小山市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

令和6年4月1日付けで実施する行政内部組織の改編に伴い、関係する条例について、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

小山市障害者施策推進協議会条例（平成10年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

小山市職員定数条例の一部改正について

小山市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野正富

(提案理由)

消防職員については、条例の定数と実数とが拮抗している状況にあり、近年の救急出動件数の増加や災害の激甚化・頻発化など、消防を取り巻く環境の大きな変化に的確に対応していくためには、適正な人員を配置し、消防力を維持・確保していく必要があり、火災救急出動等の体制確立に必要な人員を確保する目的から、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市職員定数条例の一部を改正する条例

小山市職員定数条例（昭和40年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 消防職員 <u>225人</u></p> <p>(9) 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 消防職員 <u>245人</u></p> <p>(9) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

人事院規則が改正され、国家公務員にあつては、夏季休暇の使用可能期間（7月～9月）が繁忙期であること等により、当該期間に夏季休暇を使用することが困難な職員は、6月から10月までの期間に夏季休暇を使用できるようになったことから、本市においても、これと同様の規定を整備することに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
 小山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第14条関係)		別表第1(第14条関係)	
休暇の原因	休暇を与える期間	休暇の原因	休暇を与える期間
略		略	
20 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間	20 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年度の6月から10月までの期間)内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間
略		略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

小山市会計年度任用職員への勤勉手当支給に係る関係条例の整備について

小山市会計年度任用職員への勤勉手当支給に伴い、小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び小山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

地方自治法等の改正により、令和6年度からパートタイム及びフルタイムの会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給すべきものとされたことから、本市においても会計年度任用職員へ勤勉手当を支給できるよう、関係条例に所要の改正をするため、提案するものである。

小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び小山市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例
第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号により採用された職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項及び第23条において同じ。)の定め合計が6月以上に</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号により採用された職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったとき</p>

至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 略

(期末手当)

第23条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者等として市規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき第17条に規定する報酬額を基礎として市規則で定める額」と読み替えるも

は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 略

(勤勉手当)

第13条の2 給与条例第17条の4の規定

は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員(市規則で定める者を除く。)について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

(期末手当)

第23条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者等として市規則で定める者を除く。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条に規定する報酬額を基礎として市規則

のとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

で定める額」と読み替えるものとする。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。

(勤勉手当)

第23条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者等として市規則で定める者を除く。)につい

	<p><u>て準用する。この場合において、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき小山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第17条に規定する報酬額を基礎として市規則で定める額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>第13条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。</u></p>
--	---

(小山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 小山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。</u>)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

小山市財政調整基金条例の一部改正について

小山市財政調整基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

決算剰余金が生じた際と同基金への積立て手続について、その全部又は一部を翌年度に繰り越さずに編入できるようにすることにより、柔軟な財政運営及び財政規律の一層の確保を図ることを目的に、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市財政調整基金条例の一部を改正する条例

小山市財政調整基金条例（昭和48年条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(積み立て)</p> <p>第2条 毎年度基金として積み立てる額は、<u>予算で定めるものとする。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ最も<u>確実かつ有利な有価証券に替える</u>ことができる。</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、地方自治法第233条の2ただし書の規定により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ最も<u>確実かつ有利な有価証券に代える</u>ことができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

小山市大谷市民交流センターの開設に伴う関係条例の整備について

小山市大谷市民交流センターの開設に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山市大谷市民交流センターの開設に伴い、関係する条例に所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市大谷市民交流センターの開設に伴う関係条例の整備に関する条例
 (小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例(平成30年条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																															
(名称及び位置)	(名称及び位置)																															
第2条 交流センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。	第2条 交流センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小山市桑市民交流センター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		小山市桑市民交流センター	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小山市桑市民交流センター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>小山市大谷市民交流センター</td> <td>小山市大字横倉499番地6</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		小山市桑市民交流センター	略	小山市大谷市民交流センター	小山市大字横倉499番地6																	
名称	位置																															
略																																
小山市桑市民交流センター	略																															
名称	位置																															
略																																
小山市桑市民交流センター	略																															
小山市大谷市民交流センター	小山市大字横倉499番地6																															
別表(第3条、第8条関係)	別表(第3条、第8条関係)																															
1～3 略	1～3 略																															
	4 小山市大谷市民交流センター																															
	(1) 研修室等																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">施設の区分 及び名称</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">使用料の区分及び額(円)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">9時～12 時30分</th> <th style="text-align: center;">13時～17 時</th> <th style="text-align: center;">18時～21 時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> <td style="text-align: center;">660</td> </tr> <tr> <td>会議室3</td> <td style="text-align: center;">510</td> <td style="text-align: center;">510</td> <td style="text-align: center;">510</td> </tr> <tr> <td>会議室4</td> <td style="text-align: center;">510</td> <td style="text-align: center;">510</td> <td style="text-align: center;">510</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール1</td> <td style="text-align: center;">780</td> <td style="text-align: center;">780</td> <td style="text-align: center;">780</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: center;">820</td> <td style="text-align: center;">820</td> <td style="text-align: center;">820</td> </tr> </tbody> </table>	施設の区分 及び名称	使用料の区分及び額(円)			9時～12 時30分	13時～17 時	18時～21 時30分	会議室1	660	660	660	会議室2	660	660	660	会議室3	510	510	510	会議室4	510	510	510	多目的ホール1	780	780	780	多目的ホール	820	820	820
施設の区分 及び名称	使用料の区分及び額(円)																															
	9時～12 時30分	13時～17 時	18時～21 時30分																													
会議室1	660	660	660																													
会議室2	660	660	660																													
会議室3	510	510	510																													
会議室4	510	510	510																													
多目的ホール1	780	780	780																													
多目的ホール	820	820	820																													

ル2			
多目的ホー	840	840	840
ル3			
多目的室	590	590	590
調理実習室	660	660	660
和室	530	530	530
(2) 運動場等			
施設の区分及び名称		使用料の区分及び	
		額(円)	
屋	多目的広場	A面	1,660
外		B面	1,660
	交流広場		330
備考			
1 これらの表を適用する場合における使用料の額については、第1項第1号の表の備考の規定を適用する。			
2 運動場等を使用できる時間は9時から17時までとし、1回の使用時間は2時間とする。			

(小山市出張所設置条例の一部改正)

第2条 小山市出張所設置条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第2条 出張所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 出張所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
略			略		

小山市役所	大字横倉新田	略	小山市役所	大字横倉499	略
大谷出張所	8番地2		大谷出張所	番地6	
略			略		

(小山市立図書館設置条例の一部改正)

第3条 小山市立図書館設置条例(昭和53年条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
(名称及び位置)	(名称及び位置)														
第2条 図書館は、中央館及び分館によって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 図書館は、中央館及び分館によって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。														
(1) 略	(1) 略														
(2) 分館	(2) 分館														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小山市立中央図書館桑分館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		小山市立中央図書館桑分館	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小山市立中央図書館桑分館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小山市立中央図書館大谷分館</td> <td>小山市大字横倉499番地6</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		小山市立中央図書館桑分館	略	小山市立中央図書館大谷分館	小山市大字横倉499番地6
名称	位置														
略															
小山市立中央図書館桑分館	略														
名称	位置														
略															
小山市立中央図書館桑分館	略														
小山市立中央図書館大谷分館	小山市大字横倉499番地6														

(小山市学童保育館条例の一部改正)

第4条 小山市学童保育館条例(平成14年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大谷東小学童保育館</td> <td>小山市大字横倉新田259番地8</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		大谷東小学童保育館	小山市大字横倉新田259番地8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大谷東小学童保育館</td> <td>小山市大字横倉499番地6</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		大谷東小学童保育館	小山市大字横倉499番地6
名称	位置												
略													
大谷東小学童保育館	小山市大字横倉新田259番地8												
名称	位置												
略													
大谷東小学童保育館	小山市大字横倉499番地6												

略	略
---	---

(小山市公民館条例の一部改正)

第5条 小山市公民館条例（平成24年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)			
名称		位置		名称		位置	
略				略			
小山市立大谷 公民館	小山市大字横倉新田8番 地2			小山市立大谷 公民館	小山市大字横倉499番地 6		
略				略			
別表第2(第8条関係)				別表第2(第8条関係)			
公民館研修室等使用料				公民館研修室等使用料			
施設の名 称	使用料の区分及び額(円)			施設の名 称	使用料の区分及び額(円)		
	9時～12 時30分	13時～ 17時	18時～21 時30分		9時～12 時30分	13時～ 17時	18時～21 時30分
中央公民館 第1研修室 ～小野塚イ ツ子記念館 研修室2	略			中央公民館 第1研修室 ～小野塚イ ツ子記念館 研修室2	略		
大谷公民館							
第1研修室	300	300	300				
第2研修室	200	200	200				
会議室	200	200	200				
和室(AB)	200	200	200				
料理実習室	400	400	400				
略				略			

備考 略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月30日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の小山市市民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定に基づく小山市大谷市民交流センターの使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

小山市手数料条例の一部改正について

小山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

地方自治法第228条第1項後段の規定により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める額を標準として本条例で規定している標準事務に係る手数料について、政令の改正により手数料の追加・変更等が行われたことに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市手数料条例の一部を改正する条例

小山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(種類、額等)			(種類、額等)		
第2条 手数料の種類及び額は、次のとおりとする。			第2条 手数料の種類及び額は、次のとおりとする。		
(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
(3) 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係手数料			(3) 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係手数料		
種類	単位	額(円)	種類	単位	額(円)
(1) 戸籍の謄抄本の交付	略		(1) 戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付	略	
(2) 戸籍の記録事項証明書 _{の交付}	1件	450	(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書 _{の交付}	1件	350
(3) 除籍の謄抄本の交付	1件	750	(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号 _{の発行}	1件	400
(4) 除籍の記録事項証明書 _{の交付}	1件	750	(4) 除籍の謄抄本又は除籍証明書 _{の交付}	1件	750
(5) 戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350	(5) 除籍に記載した事項に関する証明書 _{の交付}	1件	450
(6) 除籍に記載した事項に関する証明	1件	450	(6) 除籍電子証明書提供用識別符号 _{の発行}	1件	700
(7) 届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書 _{の交付}	略		(7) 届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他の書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書 _{の交付}	略	
略			略		

(9) 届書その他の書類の 閲覧	略	(9) 届書その他の書類又は 届書等情報の内容を表 示したものを閲覧に供す る事務	略
		<p>備考</p> <p>1 <u>電子情報処理組織を使用する方法(市長が定めるものに限る。以下この備考において同じ。)</u>により<u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)</u>における<u>当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行については、表の(3)の項に掲げる手数料を徴収しない。</u></p> <p>2 <u>電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限</u></p>	

る。)における当該発行及び除籍
電子証明書提供用識別符号の発
行に係る除籍電子証明書の請求
を行う者が同時に当該除籍電子
証明書が証明する事項と同一の
事項を証明する除籍の謄本若し
くは抄本又は除籍証明書の請求
を行う場合における当該発行に
ついては、表の(6)の項に掲げる
手数料を徴収しない。

(4)～(8) 略

(9) 消防法(昭和23年法律第186号。
以下この号において「法」という。)
関係手数料

手数料 を納付 すべき 者	区分	額(円)
略		
(2)	略	
法第11条第1項前段の規定による設置の	貯蔵所	略
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵 最大数量が 1,000キロリ ットル以上 5,000キロリ ットル未満の もの
	危険物の貯蔵所	1,180,000
	危険物の貯蔵所	1,450,000
	危険物の貯蔵所	1,410,000
	危険物の貯蔵所	1,720,000

(4)～(8) 略

(9) 消防法(昭和23年法律第186号。
以下この号において「法」という。)
関係手数料

手数料 を納付 すべき 者	区分	額(円)
略		
(2)	略	
法第11条第1項前段の規定による設置の	貯蔵所	略
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵 最大数量が 1,000キロリ ットル以上 5,000キロリ ットル未満の もの
	危険物の貯蔵所	1,180,000
	危険物の貯蔵所	1,410,000

許可 を受 けよ うと する 者	び浮 き蓋 付特 定屋 外タ ンク 貯蔵 所	最大数量が 5,000キロリ ットル以上1 万キロリット ル未満のもの	
		危険物の貯蔵 最大数量が1 万キロリット ル以上5万キ ロリットル未 満のもの	1,590,000
		危険物の貯蔵 最大数量が5 万キロリット ル以上10万キ ロリットル未 満のもの	1,950,000
		危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリット ル以上20万キ ロリットル未 満のもの	2,270,000
		危険物の貯蔵 最大数量が20 万キロリット ル以上30万キ ロリットル未 満のもの	4,550,000

許可 を受 けよ うと する 者	び浮 き蓋 付特 定屋 外タ ンク 貯蔵 所	最大数量が 5,000キロリ ットル以上1 万キロリット ル未満のもの	
		危険物の貯蔵 最大数量が1 万キロリット ル以上5万キ ロリットル未 満のもの	1,920,000
		危険物の貯蔵 最大数量が5 万キロリット ル以上10万キ ロリットル未 満のもの	2,360,000
		危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリット ル以上20万キ ロリットル未 満のもの	2,740,000
		危険物の貯蔵 最大数量が20 万キロリット ル以上30万キ ロリットル未 満のもの	5,640,000

		危険物の貯蔵 最大数量が30 万キロリット ル以上40万キ ロリットル未 満のもの	5,820,000			危険物の貯蔵 最大数量が30 万キロリット ル以上40万キ ロリットル未 満のもの	7,240,000
		危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル以上のもの	7,070,000			危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル以上のもの	8,790,000
		略				略	
		略				略	
略				略			
(10)～(18) 略				(10)～(18) 略			
2～4 略				2～4 略			

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条第1項第9号の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

小山市国民健康保険税条例の一部改正について

小山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正により国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたこと、及び小山市国民健康保険運営協議会から、現行税率税額を改定し課税限度額を引き上げるべき旨の答申を受けたことに鑑み、国民健康保険制度における安定した財源確保の観点から、税率税額の改定及び課税限度額を引き上げることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の</u></p>

6.9を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人につき27,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯

6.1を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人につき23,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯

であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)

以外の世帯 22,000円

(2) 特定世帯 11,000円

(3) 特定継続世帯 16,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算出する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円

であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)

以外の世帯 19,500円

(2) 特定世帯 9,750円

(3) 特定継続世帯 14,625円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.8を乗じて算出する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円

(2) 特定世帯 3,000円

(3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合

(2) 特定世帯 3,750円

(3) 特定継続世帯 5,625円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合

には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあ

には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあ

っては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円

(イ) 特定世帯 7,700円

(ウ) 特定継続世帯 11,550円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,950円

エ 国民健康保険の被保険者に係

っては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について16,660円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,650円

(イ) 特定世帯 6,825円

(ウ) 特定継続世帯 10,238円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係

る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,550円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除

る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,250円

(イ) 特定世帯 2,625円

(ウ) 特定継続世帯 3,938円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について5,250円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除

く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,000円

(イ) 特定世帯 5,500円

(ウ) 特定継続世帯 8,250円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,750円

(イ) 特定世帯 4,875円

(ウ) 特定継続世帯 7,313円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円

(イ) 特定世帯 1,875円

(ウ) 特定継続世帯 2,813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,250円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,750円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円

(イ) 特定世帯 600円

(ウ) 特定継続世帯 900円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,300円

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,500円

(イ) 特定世帯 750円

(ウ) 特定継続世帯 1,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,900円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,500円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,570円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,950円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,900円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

<p>険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,275円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,125円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,250円</u></p>	<p>険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,500円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,500円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,000円</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の小山市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部改正について

小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

生活保護法に準じて行う外国人の生活保護関係事務及び小山市医療費助成に関する条例の規定による医療費助成関係事務において個人番号を利用するに当たり、社会保障・地方税・防災に関して条例で定める事務として規定し、併せて条例全体を国の準則に沿ったものとするに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に關し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則そ

の他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	小山市医療費助成に関する条例(昭和49年条例第1号)の規定による妊産婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小山市医療費助成に関する条例の規定によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	小山市医療費助成に関する条例の規定による重度心身障がい者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	小山市医療費助成に関する条例の規定によるひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じた生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	小山市医療費助成に関する条例の規定による妊産婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		(2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護法の規定に準じた生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」と

		<p>いう。)であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
2	市長 小山市医療費助成に関する条例の規定による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
3	市長 小山市医療費助成に関する条例の規定による重度心身障がい者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭</p>

		和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	小山市医療費助成に関する条例の規定によるひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
		(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法の規定に準じた生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		(2) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(3) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(7) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規

	則で定めるもの
	(8) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(9) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(11) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(12) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(13) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(14) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	(15) 国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	(16) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(17) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		(18) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
		(19) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
		(20) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(21) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの
		(22) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		(23) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに掲げる事項であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法の規定に準じた生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であ	市長	(1) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

	って規則で定めるもの		(2) 外国人生活保護関係 情報であって規則で定 めるもの
--	------------	--	-------------------------------------

小山市医療費助成に関する条例の一部改正について

小山市医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

重度心身障がい者医療費助成について、全ての助成対象者において一部負担金等の全額を助成することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

小山市医療費助成に関する条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一部負担金等 保険給付を受ける者が医療保険各法の規定により負担すべき額(付加給付等があるときは、その額を控除して得た額)をいう。<u>ただし、第6条に規定する重度心身障がい者医療費の助成対象者のうち65歳以上75歳未満の重度心身障がい者(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者及び重度心身障がい者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障がいの状態でないため、栃木県後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けられない者を除く。)</u>にあつては、<u>保険給付に係る額の1割に相当する額(付加給付等があるときは、その者が医療保険各法の規</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一部負担金等 保険給付を受ける者が医療保険各法の規定により負担すべき額(付加給付等があるときは、その額を控除して得た額)をいう。</p>

<p><u>定により負担すべき額から当該付加給付等の額を控除して得た額と、当該1割に相当する額のいずれか低い額)をいう。</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>(3)～(6) 略</p> <p>3～5 略</p>
--	-------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小山市医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後に発生した保険給付に係る一部負担金等について適用し、施行日前に発生した保険給付に係る一部負担金等については、なお従前の例による。

小山市子ども・子育て会議条例の一部改正について

小山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

子ども・子育て支援に関連する個々の計画を一体的に推進するため、令和6年度に策定する、次期小山市子ども・子育て支援事業計画に母子保健計画を編入する予定であることから、子ども・子育て会議委員の上限人数を改め、新たに、母子保健分野に見識のある医療関係者を委員に加えることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

小山市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する審議機関として、小山市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 法第27条第1項の特定教育・保育施設の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。</p> <p>(2) 法第29条第1項の特定地域型保育事業の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。</p> <p>(3) 法第61条第1項の規定に基づき、小山市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更の際に市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援について審議する合議制の機関として、小山市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 法第31条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。</p> <p>(2) 法第43条第2項の規定に基づき、特定地域型保育事業の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。</p> <p>(3) 法第61条第7項の規定に基づき、小山市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更の際に市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。</p>

<p>(4) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 子育て会議は、<u>15人以内</u>の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)・(5)</u> 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部<u>子育て家庭支援課</u>において処理する。</p>	<p>(4) 略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 子育て会議は、<u>20人以内</u>の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 医療関係者</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部<u>こども政策課</u>において処理する。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される小山市子ども・子育て会議の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年7月31日までとする。

小山市介護保険条例の一部改正について

小山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野正富

(提案理由)

介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第3項の規定に基づき、介護保険事業計画に定める総給付費等の推計、所得段階別の第1号被保険者数の予測、国が示す介護保険料算定に必要な係数を基に、計画期間ごとに設定するものとされている介護保険料の額について、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、その額を設定することから、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市介護保険条例の一部を改正する条例

小山市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000</u>円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,700</u>円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,600</u>円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,400</u>円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,800</u>円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,500</u>円 イ・ロ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>89,400</u>円 イ・ロ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,400</u>円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39,300</u>円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>46,100</u>円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,600</u>円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,500</u>円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>78,600</u>円 イ・ロ 略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,100</u>円 イ・ロ 略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者</p>

<p><u>106,600円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>127,200円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>141,000円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>154,800円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>165,100円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>178,800円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>185,700円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>192,600円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所得の少ない第1号被保険者についての<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、規則で定める。</p>	<p><u>101,500円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>121,100円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>134,200円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>147,300円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>157,200円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>170,300円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者</p> <p><u>176,800円</u></p> <p>イ・ロ 略</p> <p>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>183,400円</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所得の少ない第1号被保険者についての<u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、規則で定める。</p>
--	--

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）」が令和6年1月25日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されることから、関係条例に所要の改正をするため、提案するものである。

小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 指定介護療養型医療施設</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該定期巡回・随時対</u></p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、<u>当該指定定期巡回・随</u></p>

応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問

介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8)・(9) 略

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも

(10)・(11) 略

(揭示)

第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由

関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第43条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。ただし、第1号、第3号及び第4号に掲げる記録にあつては、診療記録をもって代えることができる。

(1)～(4) 略

(5)～(7) 略

3 略

(訪問介護員等の員数)

第48条 略

に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第43条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第5号、第7号及び第8号に掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。ただし、第1号、第3号及び第4号に掲げる記録にあつては、診療記録をもって代えることができる。

(1)～(4) 略

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6)～(8) 略

3 略

(訪問介護員等の員数)

第48条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 略

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対

訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事させることができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の

対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第49条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事させることができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、一体的に

指定を併せて受け、一体的に運営するときは、当該指定訪問介護事業所の職務に従事させることができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第59条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間

運営するときは、当該指定訪問介護事業所の職務に従事させることができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第52条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) 略

(記録の整備)

第59条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間

(第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)～(5) 略

3 略

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)～(6) 略

3 略

(管理者)

第60条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第60条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定地域密着型通所介護の提供

(5)・(6) 略

(記録の整備)

第60条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第4号から第6号までに掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に

に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

(記録の整備)

第60条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第3号及び第5号から第7号までに掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の

規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及びその際にとった処置についての記録

(6) 略

3 略

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1

規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及びその際にとった処置についての記録

(7) 略

3 略

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節(第60条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1

号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに

号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第60条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに

専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(5) 略

(記録の整備)

第60条の37 略

専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第60条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第60条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第2号及び第5号から第7号までに掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及びその際にとつた処置についての記録

(7) 略

3 略

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及びその際にとつた処置についての記録

(8) 略

3 略

(管理者)

第63条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併

設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第66条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第66条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項、第111条第9項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(管理者)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針)

第71条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保

(5)・(6) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第80条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号

護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第72条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第63条又は第67条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 略

(記録の整備)

第80条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号

に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第4号から第6号までに掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

(5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及びその際にとつた処置についての記録

(6) 略

3 略

(従業者の員数等)

第83条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第3号及び第5号から第7号までに掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第60条の18第2項の規定による事故の状況及びその際にとつた処置についての記録

(7) 略

3 略

(従業者の員数等)

第83条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のうち、いずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は介護医療院	介護職員	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のうち、いずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
略			略		

7～13 略
(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて

7～13 略
(管理者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

いる場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。)に従事させることができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次

条、第112条第3項、第113条及び第195条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

条、第112条第3項、第113条、第194条第3項及び第195条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第93条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事

業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(7)・(8) 略

(居住機能を担う併施設等への入所等)

第107条 略

(8)・(9) 略

(居住機能を担う併施設等への入所等)

第107条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅

介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上そ

の他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的^に開催しなければなら^{ない}。

(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提

(管理者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ^る他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提

供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 略

供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第126条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者

者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、

協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指

2・3 略

(指定認知症対応型共同生活介護の事業への準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは、「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知

定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7・8 略

(指定認知症対応型共同生活介護の事業への準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条、第105条及び第107条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは、「介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護につ

見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 指定介護療養型医療施設(病院であるものに限る。) 介護支援専門員

(3) 略

8～10 略

いて知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第131条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 略

8～10 略

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」

とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第148条 略

を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第132条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等

において医師又は看護職員が相談
対応を行う体制を、常時確保して
いること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入
居者生活介護事業者からの診療の
求めがあった場合において診療を
行う体制を、常時確保しているこ
と。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活
介護事業者は、1年に1回以上、協力
医療機関との間で、利用者の病状が
急変した場合等の対応を確認すると
ともに、協力医療機関の名称等を、
当該指定地域密着型特定施設入居者
生活介護事業者に係る指定を行った
市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活
介護事業者は、第二種協定指定医療
機関との間で、新興感染症の発生時
等の対応を取り決めるように努めな
なければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活
介護事業者は、協力医療機関が第二
種協定指定医療機関である場合にお
いては、当該第二種協定指定医療機
関との間で、新興感染症の発生時等
の対応について協議を行わなければ
ならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活

2 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業への準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは

介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後
に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、
再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業への準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条及び第107条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」

「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第153条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数が100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

(設備)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりと

とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第153条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数が100以上の病院の場合に限る。)

(4) 略

9～17 略

(設備)

第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりと

する。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

する。

(1)～(5) 略

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設
施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急や

緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設
施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第169条 計画担当介護支援専門員は、第160条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第159条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急

むを得ない理由を記録すること。

(6) 第179条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第177条第3項に規定する事故の状況及びその際にとった処置について記録すること。

(協力病院等)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第179条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第177条第3項の規定による事故の状況及びその際にとった処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介

護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所

2 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設への準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15 及び第60条の17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護

者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設への準用)

第179条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定」とある

認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 略

2～4 略

5 略

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設への準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中

のは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第189条 略

2～4 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設への準用)

第191条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第107条の2、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第

「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191

10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは

条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第193条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)

(5) 略

8～14 略

「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第193条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 略

8～14 略

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事させることができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第199条 看護小規模多機能型居宅介護従業者の行う指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サ

(管理者)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第199条 看護小規模多機能型居宅介護従業者の行う指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サ

ービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で適切に行うこと。

(2)～(6) 略

(7)～(11) 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の

ービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うこと。

(2)～(6) 略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)～(12) 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の

事業への準用)

第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」

事業への準用)

第204条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで、第107条及び第107条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見

<p>と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第90条及び第98条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>
---	---

(小山市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 小山市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者) 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護</p>	<p>(管理者) 第7条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護</p>

予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第10条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認

予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第10条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認

知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(揭示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知

知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(揭示)

第33条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通

症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第41条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第4号から第6号までに掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護

事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第41条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第3号及び第5号から第7号までに掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第25条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(6) 略

3 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10)～(13) 略

(4) 第25条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 略

3 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第43条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(9) 略

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるもの</u>	介護職員
---	---	------

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第45条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	介護職員
---	--	------

	に限る。)又は介護医 療院	
略		

7～13 略

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を

略		

7～13 略

(管理者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 略

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第54条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための

(居住機能を担う併施設等への入所)

第64条 略

(記録の整備)

第65条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介

指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(居住機能を担う併施設等への入所)

第64条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能

型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第65条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介

護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第4号及び第6号から第8号までに掲げる記録にあつては2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(8) 略

3 略

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤

護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第4号及び第6号から第8号までに掲げる記録にあつては2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(8) 略

3 略

(管理者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤

の管理者を置かなければならない。
ただし、当該管理者は、管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 略

の管理者を置かなければならない。
ただし、当該管理者は、管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第84条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき

協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で新興感染症(同条第7項に規定する新型インフ

ルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

2・3 略

(記録の整備)

第86条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間

7・8 略

(記録の整備)

第86条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間

(第3号及び第5号から第7号までに掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 略

(4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 略

3 略

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業への準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の

(第3号及び第5号から第7号までに掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 略

(4) 次条において準用する第25条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 略

3 略

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業への準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条、第62条及び第64条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同

事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第27条、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項、第34条第1項及び第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第27条、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項、第34条第1項及び第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第3項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「<u>担当職員</u>」という。)を置かなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 <u>地域包括支援センターの設置者</u>である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「<u>担当職員</u>」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u></p>
<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センタ</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所</u>(以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務</u></p>

一の職務に従事することができるものとする。

に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 略

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 略

(利用料等の受領)

第13条 略

第7条 略

2 略

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 略

(利用料等の受領)

第13条 略

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。

(2)・(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業

の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。

(2)・(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業

務を実施する介護支援専門員が、
第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させること。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、
指定介護予防支援事業所の見やすい
場所に、運営規程の概要、担当職員
の勤務の体制その他の利用申込者の
サービスの選択に資すると認められ
る重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に
規定する事項を記載した書面を当該
指定介護予防支援事業所に備え付
け、かつ、これをいつでも関係者に
自由に閲覧させることにより、同項
の規定による揭示に代えることがで
きる。

(記録の整備)

第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者
に対する指定介護予防支援の提供に
関する次に掲げる記録を整備し、そ
の完結の日から5年間(第4号及び第5

務を実施する介護支援専門員が、
第3条、この章及び次章の規定(第
33条第29号の規定を除く。)を遵守
するよう措置させること。

(揭示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、
指定介護予防支援事業所の見やすい
場所に、運営規程の概要、担当職員
の勤務の体制その他の利用申込者の
サービスの選択に資すると認められ
る重要事項(以下この条において単に
「重要事項」という。)を揭示しなけれ
ばならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事
項を記載した書面を当該指定介護予
防支援事業所に備え付け、かつ、こ
れをいつでも関係者に自由に閲覧さ
せることにより、前項の規定による
揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則と
して、重要事項をウェブサイトに掲
載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者
に対する指定介護予防支援の提供に
関する次に掲げる記録を整備し、そ
の完結の日から5年間(第3号、第5号

号に掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ 略
エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録
オ 略

(3) 第18条に規定する市区町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次

及び第6号に掲げる記録にあつては、2年間)保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ 略
エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録
オ 略

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市区町村への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次

に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(11) 略

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年栃木県条例第15号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第77条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画

に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(2の2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2の3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(11) 略

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるもの

の提出を求めるものとする。

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14)～(15) 略

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

とする。

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14)～(15) 略

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによっ

て行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報に

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(17)～(28) 略

ついで、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 略

(17)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなけれ

ばならない。

(小山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 小山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第47条第1項第1号、<u>第79条第2項1号</u> (法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第47条第1項第1号、<u>第79条第2項第1号</u>(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、<u>利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所にお</u></p>

る指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所

(管理者)

第6条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がな

の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、利用者の理解を得なければならない。

い場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、利用者の理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あ

らかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することが

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することが

できる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) 略

5 略

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次

できる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) 略

6 略

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

9 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次

に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(11) 略

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年栃木県条例第14号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13)・(13の2) 略

に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(2の2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2の3) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(11) 略

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13)・(13の2) 略

(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(14) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、
少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その

他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

イ 略

(15)～(25) 略

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) 略

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援

ウ 略

(15)～(25) 略

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(27) 略

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援

専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第32条 略

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第19条に規定する市区町村への

専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第32条 略

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、2年間)保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第19条の規定による市区町村への

<p>通知に係る記録</p> <p>(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>の通知に係る記録</p> <p>(5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第35条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の小山市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条

例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の小山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第25条第3項(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第93条第7号及び第199条第7号、新地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第107条の2(新地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第174条第1項(新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙の通り定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正富

(提案理由)

本条例で規定する議員が兼務した場合に報酬を支給しないこととする職に、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会委員を追加し、また、報酬の額を20,000円と明記することについて、所要の改正を行うため、提案するものである。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(兼務報酬)</p> <p>第3条の2 小山市議会議員である者が、次の各号のいずれかの職員を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(5) 略</u></p> <p>別表第1(第1条関係)</p>			<p>(兼務報酬)</p> <p>第3条の2 小山市議会議員である者が、次の各号のいずれかの職員を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会委員</u></p> <p><u>(4)～(6) 略</u></p> <p>別表第1(第1条関係)</p>		
職	基礎	報酬額	職	基礎	報酬額
略			略		
地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会委員	日額	20,000円以内で市長が定める額	地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会委員	日額	20,000円
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小山市工業振興条例の一部改正について

小山市工業振興条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

企業誘致の補助金である、工業振興奨励金の交付期間及び土地取得助成金の額について見直しを行うことに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市工業振興条例の一部を改正する条例

小山市工業振興条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付期間)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、第3条に規定する奨励金の交付対象者のうち、第2条第2項第1号から第3号までに掲げる工業用地を取得し、工場等の新設、移転又は増改築をする者が奨励金の交付を受けることができる期間は、当該奨励金の額の算定根拠となる最初の固定資産税が課税される年度から起算して5年間とする。</u></p> <p>(助成金の額)</p> <p>第19条 土地取得助成金の額は、前条の工業用地の取得価額の<u>100分の15</u>に相当する額(当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、2億円を限度とする。</p>	<p>(交付期間)</p> <p>第6条 略</p> <p>(助成金の額)</p> <p>第19条 土地取得助成金の額は、前条の工業用地の取得価額の<u>100分の10</u>に相当する額(当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、2億円を限度とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(奨励金の交付期間に関する経過措置)

2 第2条第2項第1号から第3号までに掲げる工業用地を施行日前に取得した者に対する奨励金の交付期間は、この条例による改正後の小山市工業振興条例（以下「新条例」という。）第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(土地取得助成金の額に関する経過措置)

3 新条例第19条の規定は、第18条に規定する土地取得助成金の交付対象となる工場等を立地するための工業用地を、施行日以後に取得した者に係る土地取得助成金の額について適用し、施行日前に取得した者に係る土地取得助成金の額については、なお従前の例による。

小山市特別会計条例の一部改正について

小山市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

テクノパーク小山南部について、全区画の分譲・引渡しが完了し、分譲代金が納入され借入を完済したことに伴い、本特別会計を閉鎖することから、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市特別会計条例の一部を改正する条例

小山市特別会計条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) テクノパーク小山南部造成事業</u> <u>工業団地造成事業</u></p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 テクノパーク小山南部造成事業特別会計に係る令和5年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

小山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

小山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、同法の規定を引用する本条例において条ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

小山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 小山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

監査委員に関する条例の一部改正について

監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 15 日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が改正され、同法の規定を引用する本条例において条ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

監査委員に関する条例の一部を改正する条例

監査委員に関する条例（昭和39年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2第3項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は10日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求及び要求による監査)</p> <p>第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の8第3項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は10日以内に監査に着手しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

小山市立生涯学習センター条例の一部改正について

小山市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山市立生涯学習センターのギャラリーの貸出業務について、半面使用での貸出しを開始することから、その使用料の額を定めることに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

小山市立生涯学習センター条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者への適用)</p> <p>第7条 第5条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における次条、<u>第9条第2項、第11条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替える。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、<u>使用許可を受ける際、次に掲げる使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず教育委員会</u> <u>が認めるときは、使用者は、同項の</u> <u>規定と別の時に使用料を納付するこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第12条 <u>すでに納付した使用料は返還</u> <u>しない。ただし、次の各号の</u><u>一</u><u>に該</u> <u>当する場合は、その全部又は一部を</u> <u>返還することができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(指定管理者への適用)</p> <p>第7条 第5条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における次条、<u>第9条、第11条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあり、及び「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、<u>使用許可を受けたときは、市長が指定する期日までに、</u> <u>次に掲げる使用料を納付しなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第12条 <u>既に納付した使用料は返還し</u> <u>ない。ただし、次の各号の</u><u>いずれか</u> <u>に該当する場合は、その全部又は一</u> <u>部を返還することができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>

別表(第9条関係)				別表(第9条関係)				
基本使用料				基本使用料				
時間区分	A	B	C	時間区分	A	B	C	
使用区分	9時～12時30分	13時30分～17時	17時30分～21時30分	使用区分	9時～12時30分	13時30分～17時	17時30分～21時30分	
略				略				
ギャラリー	略			ギャラリー	略			
リー	略			リー(全面使用)	略			
				ギャラリー	平日	1,500	1,500	1,500
				リー(半面使用)	日曜	1,750	2,000	2,000
					日、土曜日及び祝日			
略				略				
備考 略				備考 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表に規定するギャラリー(半面使用)の使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

小山市公民館条例の一部改正について

小山市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

小山市公民館の貸出施設について、施設予約システムの新規導入に合わせて、その貸出施設の名称等を市民にとってより分かりやすいものとするに伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市公民館条例の一部を改正する条例

小山市公民館条例（平成24年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用許可の基準)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 営利を目的とする事業その他これに類するものが行われるとき。</u></p> <p><u>(3)～(5) 略</u></p>	<p>(使用許可の基準)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(4) 略</u></p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用許可条件の変更により、<u>使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>に生じた損害については、市長はその責を負わない。ただし、<u>前項第4号の事由</u>によるときであつて、使用者の責によらない場合は、この限りでない。</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用許可条件の変更により、<u>使用者</u>に生じた損害については、市長はその責を負わない。ただし、<u>同項第4号の事由</u>によるときであつて、使用者の責によらない場合は、この限りでない。</p>
<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、公民館の施設を使用するときにあつては別表第2に定める公民館研修室等使用料を、公民館の備品を使用するときにあつては教育委員会が規則で定める公民館備品使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 使用者は、<u>市長が指定する期日までに</u>、公民館の施設を使用するときにあつては別表第2に定める公民館研修室等使用料を、公民館の備品を使用するときにあつては教育委員会が規則で定める公民館備品使用料を</p>

2・3 略

(指定管理者への適用)

第17条 第14条の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合における第5条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の適用については、第5条から第7条第1項まで、第10条及び第11条の規定中「教育委員会」とあり、並びに第7条第2項及び第8条第2項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

別表第2(第8条関係)

公民館研修室等使用料

施設の名称	使用料の区分及び額(円)		
	9時～12時30分	13時～17時	18時～21時30分
略			
生井公民館 研修室(AB) 小会議室 和室(AB) 料理実習室	略		
寒川公民館 第1研修室 第2研修室 会議室 料理実習室			
豊田公民館			

納付しなければならない。

2・3 略

(指定管理者への適用)

第17条 第14条の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合における第5条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあり、及び「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表第2(第8条関係)

公民館研修室等使用料

施設の名称	使用料の区分及び額(円)		
	9時～12時30分	13時～17時	18時～21時30分
略			
生井公民館 研修室 小会議室 和室 料理実習室	略		
寒川公民館 研修室 和室 作業室 料理実習室			
豊田公民館			

第1研修室	300	300	300	研修室	300	300	300
第2研修室	200	200	200	和室	200	200	200
展示室	300	300	300				
会議室	200	200	200	会議室	200	200	200
料理実習室	400	400	400	料理実習室	400	400	400
中公民館	略			中公民館	略		
研修室				研修室			
会議室				会議室			
和室(1・2)				和室			
料理実習室				料理実習室			
略				略			
絹公民館	略			絹公民館	略		
第1研修室				研修室			
第2研修室				和室1			
第3研修室				和室2			
会議室				会議室			
料理実習室				料理実習室			
備考	略			備考	略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定管理者の指定について

(仮称) 小山市民ギャラリーの指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

(仮称) 小山市民ギャラリーの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本議案を提案するものである。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
(仮称) 小山市民ギャラリー	小山市駅南町六丁目7番19号 Sun フーズ株式会社 代表取締役 栗原 宏	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

建設工事請負契約の一部変更について

令和5年第4回小山市議会定例会で議決を経た大谷地区中心施設整備事業外構工事第2期工事の建設工事請負契約の一部を、次のとおり変更する。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

令和5年9月に締結した大谷地区中心施設整備事業外構工事第2期工事の建設工事請負契約の一部変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定により、提案するものである。

1	工事名	大谷地区中心施設整備事業外構工事第2期工事
2	変更前工期	令和5年9月28日～令和6年3月25日
3	変更後工期	令和5年9月28日～令和6年5月7日
4	変更前請負金額	213,290,000円
5	変更後請負金額	222,167,000円
6	変更による増額分	8,877,000円
7	契約の相手方	潮田・山中特定建設工事共同企業体
8	変更の理由	残土の搬出先が遠隔となったことに伴い運搬距離が延長されるほか、施設利用者の利便性と快適性の向上を図るため、特に利用が見込まれる施設正面の駐輪場に新たに屋根を設置するよう計画の変更を行ったことなどによる増工のため、工事費に増加が生じるものである。

また、本工事は、同時期に別途、建築工事(建築・機械・電気の3工事)が実施されており、建築工事の現場事務所や重機の動線に影響が見られない箇所から、複数班体制に分かれて工事に着手する工程を策定していた。しかし、建築工事と作業が重なる施工箇所や、建築工事の現場事務所・駐車場を撤去しなければ施工ができない箇所等があり、建築工事と調整を図りながら施工してきたが、一部調整が難航し、作業を進めることができない期間が生じた。そのため、工期間内に工事を完了させることが困難な状況となったことから、工期を延伸しようとするものである。

小山市立体育館整備及び運営事業事業契約の一部変更について

平成31年第1回小山市議会定例会で議決を経た小山市立体育館整備及び運営事業事業契約の一部を、次のとおり変更する。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

平成31年3月に締結した小山市立体育館整備及び運営事業事業契約を一部変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、提案するものである。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 小山市立体育館整備及び運営事業 |
| 2 契約の相手方 | 思川PFIパートナーズ株式会社 |
| 3 変更の内容 | 株式会社極東体育施設を思川PFIパートナーズ株式会社の運営企業及び構成員から除く |
| 4 変更の理由 | 令和5年10月3日に、小山市立体育館の建設・運営維持管理を行う特別目的会社思川PFIパートナーズ株式会社の構成企業である株式会社極東体育施設が宇都宮地方裁判所から破産手続き開始決定を受け、思川PFIパートナーズ株式会社から脱退することになったため、運営企業及び構成員を変更するものである。 |

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

公平委員会委員の いいだ かずお 飯田 和男 氏は、令和6年3月17日付をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるため、本議案を提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
飯田 和男	小山市大字大本393番地	昭和29年10月31日

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

（提案理由）

人権擁護委員の ほそや ゆみこ 細谷 由美子 氏は令和6年6月30日をもって任期満了となるので、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めるため、本議案を提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
細谷 由美子	小山市大字神鳥谷874番地10	昭和26年9月22日

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月15日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

教育委員会委員の ^{ゆうき}結城 ^{みつる}美鶴 氏は、令和6年3月31日をもって任期満了となるので、後任として ^{たかはし}高橋 ^{まみ}真美 氏を任命することについて、議会の同意を求めるため、提案するものである。

氏 名	住 所	生 年 月 日
高橋 真美	小山市大字塚崎1488番地20	昭和55年9月5日